

山梨県立武田の杜保健休養林  
管理運営業務の内容及び基準

平成 3 0 年 6 月  
山 梨 県

## 目 次

1	設置目的	1
2	施設の概要	1
3	施設全般に関する業務等	
	(1) サービスセンター等の開館日及び開館時間	2
	(2) 利用予約の承認等	2
	(3) 利用料金の徴収	2
	(4) 利用料金の減免	2
	(5) 利用料金の還付	2
	(6) 禁止行為の防止	3
	(7) 緊急時の対応	3
	(8) 関係機関との連絡調整	3
	(9) 事業計画書及び事業報告書等	3
	(10) 利用者サービスの向上	4
	(11) 広報活動	4
	(12) ボランティアとの協働	4
	(13) 森林セラピー基地の運営	4
	(14) 情報の管理	4
	(15) 管理運営体制	5
4	施設の維持管理業務	
	(1) 日常点検業務	5
	(2) 清掃業務	5
	(3) 保守管理業務	6
	(4) 植栽等管理業務	6
	(5) 修繕業務	6
	(6) 備品管理業務	6
	(7) 駐車場管理業務	7
	(8) 保安警備業務	7
	(9) 防火、防災業務	7
5	施設の運営業務	
	(1) サービスセンター	7
	(2) キャンプ場	7
	(3) 森林学習展示館及び展望休憩室	7
	(4) 樹木見本園	7
	(5) 鳥獣センター	8
6	普及・啓発に関する業務	
	(1) 主催事業	9
	(2) 展示会等	10
	(3) 支援事業	10

(4) 施設の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

7 その他

(1) 補償対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(3) 借地料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(4) モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(5) 緑化推進事業への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(6) 環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

別表 1 施設内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

別表 2 施設の中の建物の詳細(用途別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

別表 3 施設・緑地の管理業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

別表 4 備品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

別表 5 学習展示館及び展望休憩室展示一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

別表 6 岩石園一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

別表 7 樹木見本園一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

別表 8 傷病鳥獣保護状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

別表 9 飼養獣類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

別表 10 飼養鳥類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

別表 11 はく製一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

別表 12 平成27・28・29年度主催事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

別表 13 平成27・28・29年度利用実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

別表 14 平成27・28・29年度管理運営経費の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

別表 15 平成28年度事業分モニタリングシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

添付資料 1 山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

添付資料 2 山梨県立武田の杜保健休林設置及び管理条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

添付資料 3 武田の杜保健休養林 遊歩道 位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

添付資料 4 健康の森主要施設位置図、建物平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

添付資料 5 自動体外式除細動器の管理仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

添付資料 6 関係法令一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

添付資料 7 山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森  
指定管理業務モニタリング実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

添付資料 8 建築物点検マニュアル(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75



武田の杜保健休養林の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（以下「条例」という。）、森林法、自然公園法およびその他関係法令等によるほか、この基準による。

また、この基準は、山梨県立武田の杜保健休養林の具体的な指定管理業務の内容及び管理基準を記載し、募集要項に添付するもので、これをもとに指定管理者の提案に基づき追加・修正したものが基本協定書に添付する仕様書となる。

## 1 設置目的

多くの県民が自然に親しむことができる環境を提供することにより、健康の維持・増進及び豊かな情操のかん養を図るとともに、施設を活用したイベント、レクリエーションや野外活動等を通じて、森林・林業の役割、動植物などについての知識や情報を習得する機会を提供する。

## 2 施設の概要

武田の杜は、健康の森をはじめとする複数の施設、森林エリアから構成され、秩父多摩甲斐国立公園などに指定されている。

公園面積 202ha

主な区域及び面積	主要施設
健康の森 195ha	サービスセンター、森林学習展示館、展望休憩室、キャンプ場、遊歩道、癒しの小径、林間広場、野鳥観察小屋、四阿、展望台、自由広場、岩石園、水飲場、手洗場、トイレ、駐車場等
樹木見本園 6 ha	樹木、遊歩道、四阿、休憩舎、水飲場、トイレ
幹線遊歩道 23.6 km	休憩舎、水飲場、トイレ
鳥獣センター 1 ha	第1展示館、第2展示館、野鳥園

なお、直接の管理対象ではないが、次の森林エリアを「武田の杜」として位置づけている。

- ・ 国有林1,184ha、県有林332ha、甲府市有林15ha、私有林969ha 計2,500ha
- ・ 主な名所、旧跡：要害山、湯村山、深草観音、千代田湖等  
詳細については、別表1、別表2及び添付資料3、4を参照

### 3 施設全般に関する業務等

#### (1) サービスセンター等の開館日及び開館時間

次表のとおりとする。ただし、毎週月曜日及び休日の翌日は休館日とし、月曜日が休日の場合、または休日の翌日が日曜日の場合は開館日とする。

区分	開館日	時間	摘要
サービスセンター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	
キャンプ場	5/1～10/31の休前日と土曜日 (7/1～8/31は毎日)	16:00～翌日10:00	
森林学習展示館及び展望休憩室	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	12/1～3/20は依頼があった場合のみ開館する。
鳥獣センター	1/4～12/28 (4/30～5/5及び7/1～8/31は毎日)	9:00～17:00	

- ・ 利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて開館時間の延長を行う。
- ・ 開館日及び開館時間を変更する場合は、予め県の承認を得て変更することができる。

#### (2) 利用の予約承認等

- ・ キャンプ場の予約は、利用日の前日まで受け付ける。
- ・ 天候不良等によりキャンプ場の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に連絡すること。
- ・ 施設利用の事務手続きだけでなく、承認の権限も有することに留意し、平等な利用の確保に努めること。
- ・ 利用承認申請書等の様式を定めること。
- ・ 次に該当する場合は、利用の承認をしない、又は承認を取り消すこと。  
公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。  
施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。  
衛生上支障があると認められるとき。  
その他管理上支障があると認められるとき。

#### (3) 利用料金の徴収

- ・ キャンプ場の利用者から、利用料金の徴収を行うこと。
- ・ 利用料金は、条例で定める額の範囲内で知事の承認を得た額を、キャンプ場施設等利用料として定めること。

#### (4) 利用料金の減免

- ・ 条例では、利用料金を減額又は免除できるとされているが、規則で定めていないため、減免は行わないこと。

#### (5) 利用料金の還付

- ・ 既に納付した利用料金は、原則還付しないこと。  
ただし、利用者の責に帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (6) 禁止行為の防止
  - ・ 条例第17条で禁止されている行為やオートバイの乗り入れ、危険な利用（ゴルフ、野球等）等を禁止し、利用者の安全の確保に努めること。
- (7) 緊急時の対応
  - ・ 施設内での急病人や怪我人、火災、犯罪等の発生に係る関係機関への速やかな通報及び事故報告など、緊急時を想定した事故対応マニュアルを作成するとともに、それらに基づく訓練を年1回以上実施すること。
  - ・ 緊急または重要な事項は速やかに県に報告し、適切な対応をとること。
  - ・ 自動体外式除細動器（AED）については、職員等関係者の講習会の受講や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。  
管理の詳細については、別添「自動体外式除細動器の管理仕様書」に基づくこと。
  - ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。
- (8) 関係機関との連絡調整
  - ・ 施設の円滑な運営のため、必要に応じて森林エリアの主な管理者である県、甲府市及び山梨森林管理事務所など、関係機関と連絡調整を図ること。
  - ・ 森林公園である金川の森(笛吹市)の指定管理者と情報交換を行うとともに、主催事業に係る連携に努めること。
- (9) 事業報告書等の作成及び提出
  - ・ 定期報告書（事業進捗状況報告）  
指定管理者は、利用者数及び事業実施状況、利用料金収入状況について、月ごとにまとめ翌月10日までに報告すること。  
なお、管理運営にあたっては、1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他の維持管理業務、窓口運営業務等）や県民対応など特記事項を記した日報等を作成し、適正な業務、事業管理を行うこと。
  - ・ 事業報告書  
指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。また、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から2ヶ月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出すること。  
事業実績及び利用状況  
利用料金の収入の実績  
管理業務に係る収支決算  
自主事業の実施状況及び収支決算  
その他必要な事項
  - ・ その他随時報告等  
指定管理者は、県から管理業務及び経理の状況等について提出を求められた場合、

報告書を作成して指定期日までに提出すること。

(10) 業務計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度2月末日までに、次に掲げる事項を記した次年度の管理運営に関する詳細な業務計画書を作成し、県に提出すること。

次年度の運営目標

実施事業（自主事業含む）の概要及び実施時期

管理業務に係る体制

管理業務及び自主事業に係る収支予算

その他必要な事項

(11) 利用者の満足度調査の実施及び業務改善等

- ・ 指定管理者は、利用者等を対象に四半期ごとにアンケート調査等を行い、意見や要望、満足度等について把握し、業務改善等管理運営に反映させるよう努めること。

アンケートの内容については県と協議を行うこと。また、利用者等のアンケート結果及びその対応状況を四半期ごとに取りまとめ、2ヶ月以内に県に提出すること。

- ・ 指定管理者は、施設の目的を達成し、利用者のサービス向上を図るため、自動販売機の設置を行うこと。

- ・ 公園施設を活用して利用者の増加や、サービスの向上に資する以下のような事業を行うことができる。

設置・管理に要する費用は指定管理者が負担することとする。

なお、指定管理者が行う事業として基本協定書で締結する場合、別途手続きは必要としない。

- ・ 施設の設置目的に沿って、利用者への利便性を高めるため、物品の販売などを行うことができる。ただし、県の許可を得たうえで所定の使用料を納付すること。
- ・ このほか、森林・林業、鳥獣保護などに関する啓発等をはじめ、施設の利用促進、利便性の向上を図るため、積極的に事業を提案すること。

(12) 広報活動

- ・ 武田の杜のPR及び情報提供のため、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

ア ホームページの開設、更新等

イ 案内パンフレット等の作成、配布

ウ 情報誌や主催事業のチラシ等の作成、配布

(13) ボランティアとの協働

- ・ 武田の杜の管理、運営にあたり、武田の杜クラブ等ボランティア組織との連携や育成に努めること。
- ・ ボランティア活動への支援、協力を要請された場合は、資機材の貸し出しなど業務に支障のない範囲で支援を行うこと。

(14) 森林セラピー基地の運営

- ・ NPO法人森林セラピーソサエティにより認定された森林セラピー基地として、特色ある運営を行うこと。
- ・ 山梨県が「森林セラピー基地の体制づくり事業」において開発した森林セラピープロ



グラム・モニターツアー・パンフレット等を生かし森林セラピー基地運営の基盤とすること。

- ・ 森林セラピー基地「全国ネットワーク会議」への参加等により、全国の認定団体との情報交換を行い、森林セラピーの普及啓発、利用促進に努めること。

#### (15) 情報の管理

- ・ 個人情報保護法の規定を遵守するとともに、山梨県個人情報保護条例に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行うこと。
- ・ 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置など、施設に係る個人情報保護に関する要綱を定めること。

#### (16) 管理運営体制

- ・ 施設の適切な管理運営を実施するため、必要な有資格者及び経験者等を配置し、管理責任者を明確にすること。
- ・ 職員の研修を行う等、利用者に対するサービスの向上を常に図ること。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応すること。

#### (17) 暴力団の排除措置

施設の管理運営から暴力団等を排除するため、次の措置を行うこと。

- ・ 契約を行おうとする相手方が暴力団関係者であるか否か疑わしいときには、誓約書及び役員名簿を徴し、施設所管課を通じて警察に照会すること。
- ・ 警察からの情報提供で契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合に、契約解除等が行えるよう契約条項に記載すること。

## 4 施設の維持管理業務

### (1) 施設及び設備点検業務

- ・ 指定管理者は、別添「建築物点検マニュアル」に基づき、施設及び設備について、建築基準法の点検、他法令の点検、長寿命化点検及び日常点検を実施し、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検すること。
- ・ 点検結果については、「建築物点検票」により別途指定する期日までに県へ報告すること。ただし、施設及び設備の損傷等、劣化が著しく至急対応が必要な場合は、速やかに報告すること。

なお、建築基準法第12条第2項による建築物の点検業務は、32年度に実施するものとする（前回点検日から3年以内ごとに点検を行う。）。

- ・ 日常点検においては、目視等による施設、設備、遊具等の巡回点検を行い、常に安全かつ良好な状態を保持し、異常を発見した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
- ・ 事故を未然に防ぐための施設の日常点検方法等を定めた安全管理マニュアルを策定し、適切に運用すること。
- ・ 電球、蛍光灯、トイレトーパー等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換を行うこと。

### (2) 清掃業務

- ・ 良好な環境及び美観の維持に心がけ、快適な空間を保つこと。
- ・ 清掃業務については、別表3を参考に実施すること。

- ・ 遊歩道沿いの大型または大量の投棄物など通常の処理では対応が困難な場合には、森林所有者と調整を行い処理すること。

### (3) 保守管理業務

- ・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の保全に努めること。
- ・ 施設、設備の保守管理については、別表3を参考に実施すること。

### (4) 植栽等管理業務

- ・ 植栽等の特性や景観に配慮し、快適な空間を提供すること。
- ・ 樹木及び芝生等の維持管理については、別表3を参考に実施すること。
- ・ 遊歩道等の雑草などの刈り払い時には、稀少植物の保護に充分留意すること。
- ・ 森林エリアの管理は、国有林については山梨森林管理事務所、県有林については山梨県中北林務環境事務所県有林課、甲府市有林については甲府市産業部林政課、私有林については森林所有者又は施業受託者が行うが、武田の杜の施設管理業務に係る上記機関との打合せ等については、指定管理者が行う。
- ・ 遊歩道や四阿等の周辺の倒木、危険木の処理など、作業着手前にそれぞれの森林所有者と協議し、必要な事務手続きを経た上で実施すること。

### (5) 修繕業務

#### 応急的な修繕

公園内における施設・設備等が破損、損壊または老朽化などにより、安全または管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、次のとおり行うこと。

- ・ 早急に修繕方法の検討及び修繕経費の見積りを行う。
- ・ 修繕に要する経費が20万円未満の場合は、指定管理者が直ちに修繕を行う。
- ・ 修繕に要する経費が20万円以上の場合は、速やかに見積書を添付し県に報告すること。

#### 計画的な修繕

修繕が必要な施設・設備のうち、次年度以降の修繕で対応が可能なものについては、県からの別途指示により、指定管理者が修繕の箇所、内容、必要金額、優先順位等を報告すること。

県は報告に基づき計画的に行う修繕項目を選定し、次年度以降予算の範囲内で修繕を実施又は指定管理者に指示を行う。

### (6) 備品管理業務

- ・ 施設における活動に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、20万円未満の修繕費のものについては、指定管理者が修繕すること。
- ・ 修繕できない備品については、県に破損の報告をすること。なお、備品の更新については、県が行うものとする。
- ・ 新たな備品が必要な場合には、県に協議すること。
- ・ 備品の管理にあたっては、備品台帳を作成し、変更があった場合は更新すること。なお、備品とは比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えられるもので、購入単価が原則5万円以上の物品をいう。
- ・ 県は業務に必要な車両を指定管理者に貸与するものとし、その車両の車検は指定

管理者が行う。

- ・ 備品の詳細については、別表 4 を参照すること。

(7) 駐車場管理業務

- ・ ゴールデンウィーク等多くの利用が見込まれる場合には、駐車整理のための要員を配置すること。
- ・ 駐車場の利用は、原則として施設利用者に限ること。
- ・ 利用時間については、利用者の利便性を勘案し、定めること。

(8) 保安警備業務

- ・ 防犯に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。また、施設の異常の有無の確認等のため、施設内を巡回すること。
- ・ 国民保護法及び山梨県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等及び緊急処理事態の際には、利用者の安全確保、その他国民の保護のために必要な措置を講ずること。

(9) 防火、防災業務

- ・ 防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保のために防火、防災業務を行うこと。
- ・ サービスセンター、森林学習展示館及び展望休憩室、鳥獣センターについては、消防法第 8 条第 1 項に基づき、甲種防火管理講習を修了した防火管理者を配置するとともに、消防計画書を届け出ること。
- ・ 武田の杜は東海地震防災対策強化地域に指定されているため、大規模地震対策特別措置法第 7 条第 1 項により地震防災応急計画を作成し、届け出ること。

## 5 施設の運営業務

(1) サービスセンター

- ・ 施設の総合窓口として次に掲げる業務を行うこと。
  - ア 施設全体の管理運営の総括、連絡調整
  - イ キャンプ場利用の受付、承認、料金の徴収等
  - ウ 施設利用者の接遇
  - エ 施設の団体利用(遠足・研修等)の受付
- ・ 研修室は主催事業の会場や利用者の会議研修、レクリエーション等の場として活用すること。
- ・ 不測の事態に対応できるよう、救急用具及び薬品を備えつけておくこと。

(2) キャンプ場

- ・ 利用のある日には、保安のための職員 1 名以上をサービスセンターに宿直させること。
- ・ 営火場を利用する場合は、事前に甲府中央消防署及び甲府市消防団千代田分団に連絡すること。

(3) 森林学習展示館及び展望休憩室

- ・ 職員の常駐は必要ではないが、利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

(4) 樹木見本園

- ・ 利用者から案内、解説などを依頼された場合には、対応できる体制を整えておくこと。

#### (5) 鳥獣センター

- ・ 開館日は職員 2 名以上、休館日は職員 1 名以上の要員を常に鳥獣センターに配置すること。
- ・ 職員については、獣医の免許所持者又はそれに相当する職員（獣医学部卒等）を必ず 1 名以上配置すること。

##### ア 傷病鳥獣の保護業務

傷病により保護を要する鳥獣の保護を実施する。

- ・ 保護する鳥獣は、鳥獣センターに持ち込まれた鳥獣とする。通報があっても保護に出向かず、センターへ持ち込むよう依頼すること。持ち込みが不可能の場合は、市町村又は県林務環境事務所に連絡するよう依頼すること。
- ・ 傷病鳥獣等を保護した場合、傷病の程度により適切に手当を施し、必要に応じてリハビリの後、原則として保護をした場所に放鳥獣すること。
- ・ 専門的な治療行為が必要な場合は、民間の医療機関に依頼して行うものとする。
- ・ 保護の結果、野生復帰が困難な場合は、原則として終生飼養を検討するものとする。
- ・ 保護の結果、死亡した場合は、適切に埋設処理等を行う。ただし、大型獣類については、原則として焼却場等において焼却処分とすること。
- ・ 鳥獣を保護した場合は、保護場所、保護者、保護した鳥獣、傷病の程度、手当の経過等を記載した傷病鳥獣保護台帳を作成すること。
- ・ 過去 5 年間のうち保護事例のある鳥獣は別表 8 のとおり。
- ・ 民間の医療機関への依頼及び焼却処分の費用については、指定管理者の負担とする。

##### イ 飼養獣類の飼養業務

傷病鳥獣の保護により野生復帰できなくなった獣類については、施設の限度の範囲で終生飼養を行う。

- ・ 飼養獣類については、原則として 1 日朝夕 2 回程度餌を与えることとするが、各飼養獣の生態に応じた飼養をすること。
- ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
- ・ 飼養獣類のうち動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 22 号）で規定する危険な動物については、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 14 年山梨県条例第 41 号）に基づく飼養の許可を受けること。ただし、診療施設（獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を使用又は保管する場合、また、その他環境省令で定める場合は、この限りではない。その他、同条例の規定を遵守して飼養を行うこと。

- ・ 現在飼養している獣類は別表 9 のとおり。

#### ウ 展示用鳥類の飼養業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、野鳥観察小屋にて展示用鳥類を飼養し利用者への展示を行う。

- ・ 展示用鳥類については、原則として 1 日朝夕 2 回程度餌を与えることとするが、各飼養鳥類の生態に応じた飼養をすること。
  - ・ 飼養檻については、排泄物の処理等常に良好な状態を保つよう適宜清掃等を行うこと。
  - ・ 現在飼養している鳥類は別表 10 のとおり。

#### エ はく製の展示・管理業務

鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、はく製の展示を行う。

- ・ 利用者に対しては、鳥獣の生態等について説明する等可能な限り案内をすること。
- ・ はく製については、適切に維持管理すること。
- ・ 県民等からはく製の寄付の申し込みがあった場合、原則として寄付を受けるものとする。その場合、県と事前に協議して処理を進めること。
- ・ 現在所有するはく製は、別表 11 のとおり。

#### オ 鳥インフルエンザ対応業務

県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、死亡野鳥等調査等を行う。

- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」に基づき、死亡野鳥等調査や検体の保管・廃棄及び傷病鳥獣への対応（隔離飼養、受入の一時停止等）、一般来場者の入場制限等の一連の対応を行うこと。

## 6 普及・啓発に関する業務

### (1) 主催事業

#### ア 武田の杜

森林や自然に関する知識の習得に資するため、レクリエーション、野外活動及び森林・林業体験、森林セラピー等の機会を提供できるような主催事業を実施する。

- ・ 公園施設の効用を最大限に発揮できる主催事業を企画すること。
- ・ 利用者の要望を取り入れ、児童から高齢者まで参加できるような内容とすること。  
(別表 12 参照)
- ・ 主催事業と自主事業は目的、内容において明確に区分すること。

#### イ 鳥獣センター

鳥獣に関する知識の普及啓発のため、以下の主催事業を実施する。

- ・ 傷病鳥類等の速やかな保護及び野生復帰のための一時的飼養を目的として、傷病鳥類等の保護ボランティア募集を行うこと。
- ・ 傷病鳥類等の保護通報があった場合、傷病等の程度により適切にボランティアに連絡調整を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等保護ボランティア実施要領」に定めるところによること。

- ・ 山梨県内で保護され野生復帰し難い傷病鳥類等の適正な管理にもとづく終生飼養を実施するため、傷病鳥類等の里親募集を行うこと。
- ・ 対象鳥類、募集その他については、「山梨県傷病鳥類等里親実施要領」に定めるところによること。
- ・ 傷病鳥類の飼養の方法、正しい鳥獣保護の知識等の習得のため、年数回程度、ボランティアを対象とした研修会を実施すること。
- ・ 傷病等で保護が必要な身近な鳥獣の救護の方法、センターへの運搬方法及び鳥獣保護の正しい知識の習得のため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣救護体験教室を実施すること。
- ・ 野生鳥獣の生態への理解を深め、正しい鳥獣保護の考え方等を習得することで野生鳥獣の保護思想の普及を図るため、年数回程度、一般県民を対象とした鳥獣観察会を実施すること（別表12参照）。

## (2) 展示会等

### 鳥獣センター

- ・ 野生鳥獣に関心をもってもらうことで野生鳥獣の保護思想の普及を図るため、野生鳥獣写真コンクールを実施すること。
- ・ 募集については、野生鳥獣写真コンクール募集要領によること。
- ・ 審査の結果、入選者には表彰を行い、翌年度の愛鳥週間中に鳥獣写真展を開催すること。

## (3) 支援事業

- ・ 小中学校の総合学習や社会教育の場としての提供、講師の派遣等を積極的に行うこと。
- ・ 施設の効用を発揮するため、主催事業等を通じ、武田の杜の活動の場として、レクリエーション、野外学習及びボランティア活動等を自主的に実施できる組織づくりに取り組むこと。

## (4) 施設の整備・充実

- ・ 案内説明板等を随時更新し、必要に応じて補充すること。

## 7 その他

### (1) 補償対策

- ・ 指定管理者の瑕疵により利用者の生命や身体に損害を与え、又は財物を損傷した場合は、指定管理者がその損害を補償し、それ以外の瑕疵による場合については、山梨県と指定管理者が協議の上対応するものとする。

### (2) 保険への加入

#### 火災共済保険

建築物に対する火災共済保険は、県で加入する。

#### 施設賠償責任保険

指定管理者が加入する施設賠償責任保険について、その基準は下記のとおりとする。

なお、県と指定管理者の双方が被保険者となる施設賠償責任保険に加入するものとする。

- ・ 賠償責任保険加入面積 遊歩道 4.5 km、園地 20.2 ha
- ・ 対人賠償 1名につき1億円以上、1事故につき3億円以上
- ・ 対物賠償 1事故につき500万円以上

自動車賠償責任保険及び任意保険

指定管理者は、自動車賠償責任保険に加入するとともに、任意保険についても下記の基準により加入するものとする。

- ・ 小型貨物自動車、軽四輪貨物自動車
  - 対人賠償 1名につき 無制限
  - 対物賠償 1事故につき 無制限（免責金額 0円）
  - 人身傷害：1名につき5,000万円以上

### (3) 借地料

施設の敷地の一部にかかる借地料については、県が負担する。

### (4) モニタリングの実施

指定管理者は、「指定管理者施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」及び別途定める「山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森指定管理業務のモニタリング実施要領」等に基づき県が実施するモニタリングに協力すること。

なお、モニタリングの結果、指定管理者の業務内容に改善が必要と認められる場合は、県は立ち入り調査等を行い、協議の結果、指定管理者に是正勧告等を行う。

是正勧告を行い改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

### (5) 緑化推進事業への協力

緑の知識や技術を学ぶ講座など県が行う緑化推進事業の場の提供に協力すること。

### (6) 環境への配慮

指定管理者は、施設の維持管理・運営にあたっては、県の環境管理システムに準じて省エネルギーの推進及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等の環境保全についても十分配慮すること。

#### (主な取り組み)

県の環境管理システムで定める共通実施計画の取組について、可能な限り実施すること。

エネルギー使用量の把握及び使用状況の分析を行い、必要な場合は改善策等を講じること。

環境に配慮した製品の購入に努め、廃棄の際は資源の有効活用や適正処理を図ること。

の実施状況及び の使用状況等については、半年ごとに県に報告すること。

施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月		
健康の森	建物	サービスセンター	木質2方向ラミ構造	1棟	352.37 m <sup>2</sup>		H25. 9		
		旧サービスセンター車庫	鉄骨造	1棟	18.00 m <sup>2</sup>	軽トラック1台分	S53. 3		
		車庫	軽量鉄鋼造	1棟	22.37 m <sup>2</sup>		H25. 9		
		炭焼小屋倉庫	木造	1棟	9.60 m <sup>2</sup>	4.0m*2.4m	S54. 3		
		森林学習展示館	鉄骨造	1棟	438.65 m <sup>2</sup>		別表5のとおり。S60. 1		
		展望休憩室	木造	1棟	87.78 m <sup>2</sup>		別表5のとおり。H02. 3		
		キャンプ場管理棟	木造	1棟	8.80 m <sup>2</sup>	2.2m*4.0m	H11. 3		
		ログキャビン(すぎ)	木造	1棟	49.17 m <sup>2</sup>		5人用,流し1,バ`-バ`キユ-1 H11. 3		
		ログキャビン(からまつ)	木造	1棟	41.75 m <sup>2</sup>		5人用,流し1,バ`-バ`キユ-1 H11. 3		
		ログキャビン(やまゆり)	木造1階建	1棟	58.20 m <sup>2</sup>		10人用,流し1,バ`-バ`キユ-2 H11. 3		
		キャンプ場炊事場(旧)	鉄骨造	1棟	46.90 m <sup>2</sup>		水栓16,屋外水栓2,バ`-バ`キユ-20 S53. 3		
		キャンプ場炊事場(新)	鉄骨造	1棟	38.50 m <sup>2</sup>		水栓6,バ`-バ`キユ-3 H11. 3		
		シャワー施設	鉄骨造	1棟	50.44 m <sup>2</sup>		温水、コイン投入式 RC造・タイル貼 ドラム缶	H11. 3	
			エットシャワ(FRP)	2基					
			水シャワー	8口					
			ドラム缶風呂	2個					
		キャンプ場東倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m <sup>2</sup>		テント用具収納	S53. 3	
		キャンプ場西倉庫	鉄骨造	1棟	11.00 m <sup>2</sup>		炊事用具収納	S53. 3	
		野鳥観察小屋	木造	1棟	12.96 m <sup>2</sup>		西の平	S60. 1	
		自由広場四阿	木造	1棟	22.09 m <sup>2</sup>		4.7m*4.7m	S60. 3	
	展望台(第3駐車場)	木造	1棟	16.20 m <sup>2</sup>		第3駐車場	H11. 3		
	自由広場トイレ	木造	1棟	20.64 m <sup>2</sup>			H10. 3		
	キャンプ場トイレ	鉄骨造	1棟	38.40 m <sup>2</sup>			S53. 3		
	施設	浄化槽	合併、分離嫌気ろ床担体流動方式	1基	25	人槽	新サービスセンター	H25. 9	
		カーポート	アルミ製	1棟	16.20 m <sup>2</sup>		バン1台分 3.0m*5.4m	S60. 3	
		給水施設	給水管、受水槽、ポンプ、受変電設備	1式	15	m <sup>3</sup>			H01. 10
			ポンプ	2基	-	-			
		受変電設備		1式	20.58 m <sup>2</sup>		自家用電気工作物・受電電圧6,600V 4.20m*4.90m	S53. 3	
		外灯設備	金属造	6基	-	-	サービスセンター:2,キャンプ場:4	S55. 3	
		炭焼小屋(炭焼釜)	コンクリートブロック製	1基	14.72 m <sup>2</sup>		サービスセンター西側 3.2m*4.6m ｺﾝｸﾘｰﾄ式六角釜	S54. 3	
		簡易炭焼器	ドラム缶	3基	-	-	サービスセンター西側	S54. 3	
		浄化槽	単独、分離接触ばっ気方式	1個	35	人槽	森林学習展示館	S60. 1	
		岩石園		22種類	1.4	ha	別表6のとおり。	S60. 1	
		森林軌道		1基	42	m	他にトック2台	S60. 1	
		キャンプ場		12サイト	0.7	ha		S53. 3	
		デイキャンプサイト		7サイト	62.0	m <sup>2</sup>	屋根付2、屋根無5、計7	H18. 4	
放送塔		金属造	5基	-	-	キャンプ場 学習展示館(故障中) 第1駐車場 第2駐車場 自由広場	S55. 3		
営火場		耐火レンガ製	1基	24.61 m <sup>2</sup>		第3駐車場 直径:5.6m	S53. 3		
遊歩道			20.0	km	-	-	バリアフリー歩道1.5kmを含む	S53. 3	
防水用貯水槽		FRP製	1基	40	m <sup>3</sup>		S63. 3		
水飲場		RC造	1基	2	口	第3駐車場	S53. 3		
手洗場		RC造	1基	1	口		S60. 3		
浄化槽		合併、嫌気ろ床生物濾過方式	1個	50	人槽	キャンプ場トイレ	H12. 3		
		単独、分離接触ばっ気方式	1個	28	人槽	自由広場トイレ	H10. 3		
駐車場		アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	36 m <sup>2</sup>	1,200 m <sup>2</sup>	台	第一駐車場 健康の森入口	S60. 3	
		アスファルト舗装 区画線あり	1箇所	10 m <sup>2</sup>	195 m <sup>2</sup>	台	第二駐車場 キャンプ場入口 15.0m*13.0m	H09. 8	
		砂利敷 区画線なし	1箇所	20 m <sup>2</sup>	600 m <sup>2</sup>	台	第三駐車場 森林学習展示館入口	S53. 3	
緑地		林間広場		3箇所	2.0	ha	大宮山 キャンプ場 西の平	S60. 1	
		自由広場		1箇所	1.7	ha		S60. 1	



施設内容

別表 1

区域名	種類	名称	構造等	数量	規模等	備考	建築年月
樹木見本園	建物	円山四阿	木造	1 棟	9.00 m <sup>2</sup>	3.0m*3.0m	S46. 3
		見本園四阿	木造	1 棟	8.41 m <sup>2</sup>	けやき林	S46. 3
		見本園休憩舎	木造	1 棟	34.31 m <sup>2</sup>	グリーンアドベンチャー	S55. 12
		見本園トイレ	ユニット	1 棟	10.08 m <sup>2</sup>	けやき林、大便器1, 3.6m*2.8m	S49. 3
	施設	遊歩道		1.3 km	-	-	S55. 12
		水飲場	RC造	1 基	2	口	H04. 2
		受水槽	FRP製	1 基	0.3	m <sup>3</sup>	H07. 4
		つる園アーチ	鉄骨造	6 基	-	-	L=12.0m S55. 12
	緑地	樹木		270 種類	-	-	別表7のとおり。県内自生種500種類の内 S55. 12
	幹線遊歩道	建物	躑躅ヶ崎休憩舎	木造	1 棟	14.90 m <sup>2</sup>	躑躅ヶ崎園地
天神山休憩舎			木造	1 棟	16.56 m <sup>2</sup>	天神山園地	S57. 3
北山休憩舎			木造	1 棟	17.36 m <sup>2</sup>	北山園地	S58. 12
白山休憩舎			木造	1 棟	13.25 m <sup>2</sup>	白山園地	S60. 2
深草園地トイレ			RC造	2 棟	3.08 m <sup>2</sup>	大便器2	S57. 3
施設		遊歩道		23.6 km	-	-	幹線遊歩道22.2km、(積翠寺～兜山1.4km) S57. 3
鳥獣センター	建物	管理棟(第1展示館)	RC造	1 棟	369.38 m <sup>2</sup>		S51. 6
		車庫	鉄骨造	1 棟	30.25 m <sup>2</sup>		S51. 6
		親子工作室	鉄骨造	1 棟	40.00 m <sup>2</sup>		S51. 6
		雉の仲間舎		1 棟	107.25 m <sup>2</sup>		S52. 2
		水鳥舎		1 棟	16.23 m <sup>2</sup>		S52. 2
		水鳥舎(小屋舎)		1 棟	16.23 m <sup>2</sup>		S52. 2
		屋外便所		1 棟	6.00 m <sup>2</sup>		S52. 3
		第2展示館	RC造	1 棟	210.38 m <sup>2</sup>		S55. 3
		施設	駐車場				10 台
	遊歩道					50 m	S51. 6
	木製遊具			3 基			S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1 個	50	人槽	S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1 個	80	人槽	S51. 6
	浄化槽		単独、平面酸化床方式	1 個	10	人槽	S51. 6
	受水槽		FRP製、揚水ポンプ2基	1 基	6	m <sup>3</sup>	H21 3
	高架水槽		FRP製	1 基	2	m <sup>3</sup>	S51. 6
	フェンス			1 式	70.60	m	S50. 3
	ポンプ室			1 棟	8.35 m <sup>2</sup>		S50. 3
	ボイラー室			1 棟	4.34 m <sup>2</sup>		S55. 3

施設の内の建物の詳細(用途別)

別表2

用途	名称	区域名	構造	規模		備考
				建築面積	延床面積	
管理棟・研修棟	サービスセンター	健康の森	木質2方向ラーメン構造	352.37 m <sup>2</sup>	352.37 m <sup>2</sup>	事務室、研修室、休憩室
	キャンプ場管理棟		木造	8.80 m <sup>2</sup>	8.80 m <sup>2</sup>	イベントテント収納
	鳥獣センター管理棟(第1展示館)	鳥獣センター	RC造	369.38 m <sup>2</sup>	369.38 m <sup>2</sup>	事務室、展示室
	親子工作室		鉄骨造	40.00 m <sup>2</sup>	40.00 m <sup>2</sup>	作業室
展示棟	森林学習展示館	健康の森	鉄骨造	438.65 m <sup>2</sup>	438.65 m <sup>2</sup>	展示室
	展望休憩室		木造	87.78 m <sup>2</sup>	87.78 m <sup>2</sup>	展示室・休憩室
	鳥獣センター第2展示館	鳥獣センター	RC造	210.38 m <sup>2</sup>	210.38 m <sup>2</sup>	展示室
観察棟	野鳥観察小屋	健康の森	木造	12.96 m <sup>2</sup>	12.96 m <sup>2</sup>	林間広場(西の平)
	雉の仲間舎	鳥獣センター		107.25 m <sup>2</sup>	107.25 m <sup>2</sup>	
	水鳥舎			16.23 m <sup>2</sup>	16.23 m <sup>2</sup>	
	水鳥舎(小屋舎)			16.23 m <sup>2</sup>	16.23 m <sup>2</sup>	
宿泊棟	ログキャビン(すぎ)	健康の森	木造	49.17 m <sup>2</sup>	49.17 m <sup>2</sup>	5人用
	ログキャビン(からまつ)		木造	41.75 m <sup>2</sup>	41.75 m <sup>2</sup>	5人用
	ログキャビン(やまゆり)		木造	58.20 m <sup>2</sup>	58.20 m <sup>2</sup>	10人用
シャワー棟	シャワー施設		鉄骨造	50.44 m <sup>2</sup>	50.44 m <sup>2</sup>	エットシャワ-2,水シャワ-、ド-ラム缶風呂2
炊事棟	キャンプ場炊事場(旧)		鉄骨造	46.90 m <sup>2</sup>	46.90 m <sup>2</sup>	バーベキュー20台
	キャンプ場炊事場(新)		鉄骨造	38.50 m <sup>2</sup>	38.50 m <sup>2</sup>	バーベキュー3台
車庫	旧サービスセンター車庫		鉄骨造	18.00 m <sup>2</sup>	18.00 m <sup>2</sup>	軽トラック1台分
	サービスセンター車庫		軽量鉄鋼造	22.37 m <sup>2</sup>	22.37 m <sup>2</sup>	軽トラック、作業用具収納
	鳥獣センター車庫	鳥獣センター	鉄骨造	30.25 m <sup>2</sup>	30.25 m <sup>2</sup>	
倉庫	炭焼小屋倉庫	健康の森	木造	9.60 m <sup>2</sup>	9.60 m <sup>2</sup>	炭焼用具収納
	キャンプ場東倉庫		鉄骨造	11.00 m <sup>2</sup>	11.00 m <sup>2</sup>	テント用具収納
	キャンプ場西倉庫		鉄骨造	11.00 m <sup>2</sup>	11.00 m <sup>2</sup>	炊事用具収納
四阿	自由広場四阿		木造	22.09 m <sup>2</sup>	22.09 m <sup>2</sup>	4.7m*4.7
	円山四阿	樹木見本園	木造	9.00 m <sup>2</sup>	9.00 m <sup>2</sup>	3m*3m
	見本園四阿		木造	8.41 m <sup>2</sup>	8.41 m <sup>2</sup>	2.9m*2.9m
展望台	展望台(第3駐車場)	健康の森	木造	16.20 m <sup>2</sup>	16.20 m <sup>2</sup>	屋根無
休憩舎	見本園休憩舎	樹木見本園	木造	34.31 m <sup>2</sup>	34.31 m <sup>2</sup>	
	躑躅ヶ崎休憩舎	幹線遊歩道	木造	14.90 m <sup>2</sup>	14.90 m <sup>2</sup>	
	天神山休憩舎		木造	16.56 m <sup>2</sup>	16.56 m <sup>2</sup>	
	北山休憩舎		木造	17.36 m <sup>2</sup>	17.36 m <sup>2</sup>	
	白山休憩舎		木造	13.25 m <sup>2</sup>	13.25 m <sup>2</sup>	
屋外トイレ	自由広場トイレ	健康の森	木造	28.32 m <sup>2</sup>	20.64 m <sup>2</sup>	身障者付
	キャンプ場トイレ		鉄骨造	38.40 m <sup>2</sup>	38.40 m <sup>2</sup>	
	見本園トイレ	樹木見本園	ユニット	10.08 m <sup>2</sup>	10.08 m <sup>2</sup>	3.6m*2.8m(0.9m*1.0m)
	屋外トイレ	鳥獣センター		6.00 m <sup>2</sup>	6.00 m <sup>2</sup>	
	深草園地トイレ	幹線遊歩道	RC造	3.08 m <sup>2</sup>	3.08 m <sup>2</sup>	

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考	
施設	園内巡視及び清掃	健康の森内遊歩道	-	随時		18.5 km	通年		
		幹線遊歩道	-	随時		23.6 km	通年		
		樹木見本園	-	随時		1.34 km	通年		
		バリアフリー歩道	-	随時		1.5 km	通年		
	清掃	サービスセンター(トイ含)	-	12回/年	小便器 大便器	4個 5個	通年	男:小3,大1,手洗1 女:大3 多目的:小1,大1,手洗1	労働安全衛生法第23条に基づく。規則第619条第1項
			森林学習展示館(トイ含)	-	8回/年	小便器 大便器	3個 5個	3月～10月	
		展望休憩室(トイ含)	-	8回/年	小便器 大便器	0個 1個	3月～10月	男女兼用:大1,手洗1	
			自由広場トイレ	-	12回/年	小便器 大便器	2個 4個	通年	
		キャンプ場トイレ	-	6回/年	小便器 大便器	4個 8個	5月～10月	男:小4,大3,手洗4,女:大5,手洗4	
			幹線遊歩道深草園地内トイレ	-	随時		2個	通年	
		樹木見本園内トイレ	-	随時		1個	通年		
		デイキャンプサイト	-	随時		5サイト	通年		
		鳥獣センター第1及び第2展示館	-	6回/年		1式	通年	鳥獣センター-577㎡(屋外トイ含む) 鳥獣センター-ガラス174㎡	
		建築物の定期点検	森林学習展示館、鳥獣センター管理棟及び第2展示館	1回/3年	1回/3年			9月	
	建築設備定期点検	森林学習展示館、鳥獣センター管理棟及び第2展示館	1回/年	1回/年			9月		
	受水槽清掃	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1基 1基	3月	受水槽(15m3,FRP)高置水槽(15m3,FRP),ポンプ2基,口径40	水道法第34条の2第1項に基づく。施行規則第55条
			樹木見本園	1回/年	1回/年	受水槽	1基	4月	容量300L,FRP
		鳥獣センター	1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1基 1基	3月	受水槽(6m3,FRP)高置水槽2t	水道法第34条の2第1項に基づく。施行規則第55条
	簡易専用水道水質検査	健康の森	1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1基 1基	5月	受水槽(15m3,FRP)高置水槽(15m3,FRP)	水道法第34条の2第2項に基づく。施行規則第56条
			鳥獣センター	1回/年	1回/年	受水槽 高置水槽	1基 1基	7月	受水槽(21L,FRP)高置水槽(2L,FRP)
浄化槽保守点検	サービスセンター	2回以上/年	6回/年	浄化槽	1基	5,7,9,11,1,3月	合併、分離嫌気ろ床、25人槽	浄化槽法第10条に基づく。施行規則	
	自由広場トイレ	4回以上/年	6回/年		1基	5,7,9,11,1,3月	単独、分離接触ばっ気、28人槽		
	キャンプ場トイレ	4回以上/年	4回/年		1基	5,7,9,11月	合併、嫌気ろ床生物濾過、50人槽		
	森林学習展示館	4回以上/年	5回/年		1基	5,7,9,11,1月	単独、分離接触ばっ気、35人槽		
	鳥獣センター第1展示館	2回以上/年	6回/年		1基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、50人槽		
	鳥獣センター第2展示館	2回以上/年			1基	5,7,9,11,1,3月	単独、平面酸化床、80人槽		
浄化槽清掃	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5基	6月		浄化槽法第10条に基づく。	
	鳥獣センター				3基	6月			
浄化槽水質検査	保健休養林	1回/年	1回/年	浄化槽	5基	11月		浄化槽法第11条に基づく。	
	鳥獣センター				3基	10月			

施設・緑地の管理業務

別表 3

分類	作業の種類	法令上の頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
施設	消防設備点検	サービスセンター、森林学習展示館	1回/年	1回/年		1式	3月	消防法第17条の3の3に基づく。施行規則第31条の6第2項
		鳥獣センター・第1及び第2展示館	1回/年	1回/年		1式	3月	
	電気設備点検	サービスセンター、森林学習展示館	12回/年	6回/年		1式	毎月	告示第249号(H15.7月経済産業省)
	LPガス設備点検	サービスセンター、コイシヤワ-	1回以上/4年	1回/4年	LPガス	2基	奇数年の8月	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条第1項第1号に基づく。施行規則第36条
鳥獣センター		1回以上/4年	1回/4年	2基		偶数年の8月		
緑地	清掃	林間広場	-	1回以上/週		12,500㎡	通年(巡回時(週1回以上))	大宮山、キャンプ場 西の平 木の体験広場
		林間広場	-	1回以上/週		6,000㎡	通年(巡回時(週1回以上))	
		自由広場	-	1回以上/週		8,500㎡	通年(巡回時(週1回以上))	
		彼岸桜広場	-	1回以上/週		2,700㎡	通年(巡回時(週1回以上))	
		森林学習展示館周辺	-	毎日		3,000㎡	通年	
		鳥獣センター	-	毎日		10,000㎡	通年	
		躑躅ヶ崎園地、北山園地	-	1回以上/月		1,200㎡	通年(巡回時(月1回以上))	
		樹木見本園内遊歩道	-	1回以上/月		1.3km	通年(巡回時(月1回以上))	
		健康の森内遊歩道	-	1回以上/週		18.5km	通年(巡回時(週1回以上))	
		幹線遊歩道	-	随時		23.6km	通年	
		バリアフリー歩道	-	1回以上/週		1.5km	通年(巡回時(週1回以上))	
		バリアフリー歩道維持補修	バリアフリー歩道	-	随時		1.5km	
	草刈	林間広場	-	4回/年		12,500㎡	6,7,8,10月	キャンプ場7,000㎡,大宮山5,500㎡,西の平6,000㎡
		林間広場	-	2回/年		6,000㎡	7,8,9月	
		自由広場	-	4回/年		8,500㎡	4,6,8,10月	
		彼岸桜広場	-	2回/年		2,700㎡	6,8月	
		森林学習展示館周辺	-	2回/年		3,000㎡	6,8月	
		鳥獣センター	-	2回/年		10,000㎡	6-9月	
		躑躅ヶ崎園地、北山園地	-	4回/年		1,200㎡	4,6,8,10月	
		樹木見本園内遊歩道	-	2回/年		1,300㎡	6,8月	
		健康の森内遊歩道	-	2回/年		18,500㎡	6,8月	
		幹線遊歩道	-	2回/年		23,600㎡	6,8月	
	バリアフリー歩道	-	2回/年		15,000㎡	6,8月		
	剪定	旧サービスセンター周辺	-	1回/年		930㎡	適期	
		キャンプ場周辺	-	1回/年		100㎡	適期	
		学習展示館周辺	-	1回/年		390㎡	適期	
		自由広場周辺	-	1回/年		400㎡	適期	
健康の森入口		-	1回/年		10㎡	適期		
みゆきの森周辺		-	1回/年		120㎡	適期		
樹木見本園		-	1回/年		60㎡	適期		
幹線遊歩道		-	1回/年		100㎡	適期	躑躅ヶ崎園地、北山園地	
野鳥観察小屋周辺生垣		-	1回/年		80m	適期		
鳥獣センター		-	2回/年		50㎡	適期		

施設・緑地の管理業務

別表 3

分類	作業の種類		法令上の 頻度	実施頻度	数量	単位	時期	規格	備考
緑地	冬囲	樹木見本園	-	1回/年		3本	12月	ソテツ	
	倒木整理	健康の森	-	随時		18.5 km	通年		
		樹木見本園	-	随時		1.3 km	通年		
		幹線遊歩道	-	随時		23.6 km	通年		
		バリアフリー歩道	-	随時		1.5 km	通年		
備品	車両維持管理（日常点検）		-	1回/週			通年		
	車両維持管理（車検）		-	1回/年			12月		
	備品全般管理（台帳確認）		-	随時			通年		

備品一覧

別表 4

No	品名	保管場所	数量	会社名	機種・規格
1	椅子	森林学習展示館	9	コクヨ	コクヨCF-B7-B 折りたたみ式
2	一輪車	サービスセンター	2		作業用浅型
3	運搬車	サービスセンター	1		4輪手押し車
4	温湿度計	サービスセンター	1		パイメタル式丸形300M/M
5	カーテン	展望休憩室	7		
6	カーテンレース	展望休憩室	7		
7	傘立	森林学習展示館	1	プラス	プラス 45型
8	傘立	サービスセンター	1		
9	カルタ取り台	森林学習展示館	1	ソニーIBM	
10	簡易炭焼釜	炭焼き小屋	3		
11	木登り機	車庫	1	大貫	枝打用
12	脚立	車庫	1		三脚式 10尺用
13	救急箱	サービスセンター1 森林学習展示館1	2		木箱入
14	グラフィックカルタ	森林学習展示館	1	ソニー	木の葉カルタ
15	更衣ロッカー	サービスセンター	4	コクヨ、プラス	2連2号 コクヨ2 プラス2
16	黒板	森林学習展示館1	1	コクヨ	BBH-36M 月予定表 120×90
17	黒板	森林学習展示館	2		回転式BBR-34GG ・188×176板面180×90・ 128×176板面120×90
18	コンピューターソフト	森林学習展示館	2	ソニーIBM	パソコンクイズ神々の森
19	下刈機	車庫	1	新ダイワ	肩掛け式 30cc エンジン式
20	背負子	車庫	1		アルミ合金製 BB-006
21	書庫	サービスセンター	1	コクヨ	両開 3尺×3尺(鋼製)コクヨ
22	書庫	サービスセンター	4	プラス コクヨ コクヨ コクヨ	引き戸式 3尺×3尺(鋼製) 引き戸式 3尺×3尺(鋼製) 引き戸式 3尺×3尺(鋼製) 引き戸式 3尺×3尺(鋼製)
23	スチール書庫	サービスセンター	1	コクヨ	S-535-GF1 ガラ引戸5尺×3尺
24	スポルテングスコープ	サービスセンター	2	ピクセン	25x50m/m
25	スポルテングスコープ脚	サービスセンター	2	ハクバ、スリック	
26	双眼鏡	サービスセンター	1	ピクセン	7x35
27	双眼鏡	サービスセンター	10	パンタックス、オプティクス	9x21 UCF mini
28	高枝切鋸	サービスセンター	3	クリントン	刃長 400M/M
29	担架	サービスセンター	1		YS-40A 布製
30	チェーンソー	車庫	2	新ダイワ	E394
31	チェーンソー	車庫	1	新ダイワ	E395
32	テーブル(長イス)	サービスセンター	3	ライオン	122×51×45 ライオンリカーブルC-9
33	テーブル	森林学習展示館	1		木製 (大)
34	手提金庫	サービスセンター	2	プラス	(大)、(小)
35	テレビ	サービスセンター	1	ソニー	カラーテレビKV27AX
36	電気コンロ	森林学習展示館	1	東芝	HP643
37	電気ポット	森林学習展示館	1	"	PLA-534
38	テント	キャンプ場	5	小川テント	OT-638(8人用)
39	テント	キャンプ場	10	小川テント	OT-635(5人用)
40	テント	キャンプ場	10	小川テント	A型3628
41	灰皿	森林学習展示館	1		ボックス型 SS-91M
42	測高竿	サービスセンター	1		検測 SK-3026 12M/M
43	はしご	車庫	1		枝打用(5M用) アルミ製
44	ハンドマイク	サービスセンター	1	トーア	6-3 ER-64
45	ビデオブース	森林学習展示館	2	ソニー	
46	ビデオ装置	サービスセンター	1	東芝	A50S
47	フライシート	キャンプ場	15	小川テント	OT-725(5人用)
48	フライシート	キャンプ場	5	小川テント	OT-728(8人用)
49	フライシート	キャンプ場	10	小川テント	3748(8人用)
50	木工用具セット	サービスセンター	14		
51	ラジオ	サービスセンター	1	東芝	RH565C
52	雨量計	サービスセンター	1		自動式34J20(未使用)
53	応接椅子	森林学習展示館	1組(2)		布製
54	応接用テーブル	森林学習展示館	1		
55	下刈用カマ	サービスセンター	3		下刈用大カマ
56	刈払機	車庫	1	新ダイワ	R232T-2
57	休憩テーブル	サービスセンター	9	コクヨ	BT-10-19
58	健康の森インフォメーションマップ	森林学習展示館	1		

No	品名	保管場所	数量	会社名	機種・規格
59	玄関マット	展望休憩室 森林学習展示館	2		
60	作業台	サービスセンター	4		木製
61	雑椅子	展望休憩室	6		木製 角(丸)椅子
62	雑棚	車庫3 鳥獣セキ-1	4		6尺×6尺×1.5尺
63	書庫	サービスセンター	2	プラス1 ウチダ1	SG503R ガラス引戸 3尺×6尺
64	書庫	サービスセンター	2	ココヨ	ガラス引き戸 3尺×3尺
65	消火器	サービスセンター-12 森林学習展示館6	18		粉末ABC-10型
66	食器戸棚	森林学習展示館1	1		茶だんす 木製
67	食器戸棚	サービスセンター	1		スチール
68	成長錐	サービスセンター	2		スウェーデン製40cm
69	掃除機	サービスセンター	1	東芝	VC-P280
70	掃除機	森林学習展示館	1	東芝	VC-1050P
71	掃除機	ログキャビン	3	日立	CVC-45
72	草刈り機	車庫	2	新ダイワ	R232T-2
73	測高機	サービスセンター	1		デンドロメーター2型
74	測量器械保管庫	サービスセンター	1		B1
75	大工道具セット	サービスセンター	5	マキタ	11点セット
76	長椅子	展望休憩室	3		1800×600×390 ビニール製
77	陳列台	展望休憩室	4		
78	天幕(キャンプ場管理小屋)	車庫	1		3600×6400
79	片袖机スチール	サービスセンター	5		
80	野鳥歳時記	森林学習展示館	1		フジツウ
81	輪投げセット	サービスセンター	2		
82	冷蔵庫	サービスセンター	1	日立	R86-A
83	冷蔵庫	森林学習展示館	1	サンヨー	SR-26U(S)
84	小型貨物自動車	サービスセンター	1	ホンダ	パートナー 山梨44つ1829
85	軽四輪貨物自動車	サービスセンター	1	ダイハツ	ハイゼット 山梨40ね3961
86	万力	サービスセンター	8		
87	切断機	サービスセンター	1		
88	脚立	森林学習展示館	1		15尺
89	釜(カマド付)	サービスセンター	3		大60cm,中36cm,小30cm
90	薪割機	炭焼き小屋	1	ホンダ	EX160 5.5
91	書庫	サービスセンター	1	ココヨ	引出し(88×88cm)
92	書庫	サービスセンター	3		脇引出し
93	丸椅子	サービスセンター	19		33cm
94	袖机	サービスセンター	3		
95	座卓	サービスセンター	5		180×45×33
96	書庫	森林学習展示館	2	プラス	ガラス引き戸 160×90, 140×90
97	書庫	森林学習展示館	1		鋼製引き戸 150×90
98	椅子	サービスセンター	17		集会室
99	AED	サービスセンター	1	日本光電工業(株)	AED-9200
100	下駄箱	サービスセンター	1	コクヨ	シューズボックス6列4段 SX-64TF1N
101	パンフレットスタンド	サービスセンター	2	コクヨ	ZR-PS203
102	戸棚スクールロッカー(ハイタイプ)	サービスセンター	1	コクヨ	SLK-HT9LF1
103	軽量ラック(1800×300)	サービスセンター	1	コクヨ	MI-7615N 壁固定器具2個を含む
104	軽量ラック(1500×450)	サービスセンター	1	コクヨ	MI-7555N 壁固定器具2個を含む
105	軽量ラック用 壁固定器具	サービスセンター	4	コクヨ	MIK
106	ノンボルト中量ラック(1800×60)	サービスセンター	3	コクヨ	基本 MM-A07625F1N
107	ノンボルト中量ラック(1800×60)	サービスセンター	1	コクヨ	増連 MM-CA07625F1N
108	ノンボルト中量ラック(1200×60)	サービスセンター	1	コクヨ	基本 MM-AW07425F1N 壁固定器具・トップブレース各1個を含む
109	ノンボルト中量ラック(1200×60)	サービスセンター	1	コクヨ	増連 MM-AW07425F1N 壁固定器具・トップブレース各1個を含む
110	中量ラック用 壁固定器具	サービスセンター	2	コクヨ	MMK-AF1
111	中量ラック用 トップブレース	サービスセンター	2	コクヨ	MMJ-A15F1
112	チェアポーター	サービスセンター	2	コクヨ	CP-890N3
113	ホワイトボード	サービスセンター	1	コクヨ	コクヨ BB-R936AWW
114	壁掛ホワイトボード(月行事)	サービスセンター	1	コクヨ	コクヨ HE-BBH136MM
115	投影機 プロジェクター	サービスセンター	1	エプソン	E B - 9 0 0
116	映写機用器具プロジェクタースクリーン	サービスセンター	1	エプソン	E L P S C 2 9
117	ベレットストーブ	サービスセンター	1		1850?7000kcal/h
118	会議テーブル	サービスセンター	2	コクヨ	BT-506P1M
119	応接テーブル	サービスセンター	1	コクヨ	ペーシス NT-370P1CN
120	応接椅子	サービスセンター	2	コクヨ	サリバン2 CE-300VR02

No	品名	保管場所	数量	会社名	機種・規格
121	上皿自動天秤	飼育室	2	東亜計機製作所	以下鳥獣センター
122	計量器	飼育室	2		
123	裁断機	図書室	1		
124	孵卵器	倉庫	1	昭和孵卵器研究所	P-008型
125	鉄製書庫	事務室	3	プラス	PLUS 5 段
126	鉄製書庫	事務室	1		2 段
127	鉄製書庫	事務室	1		Crown
128	書庫	事務室	1	コクヨ	コクヨ 3 段
129	電気鉛筆削	事務室	1	三菱	三菱ES-20型
130	レターケース	事務室	1	コクヨ	コクヨ 7 段
131	レターケース	事務室	2	プラス	PLUS10段、7 段
132	テレビ(台付)	1号館	1	パナソニック	パナソニックPH-29VS10c
133	ビデオデッキ	1号館	1	パナソニック	パナソニックNV-G55
134	カセットテーブ	事務室	7		野鳥の鳴声など
135	飼料計量器	事務室	1	ヤマト	
136	三脚	事務室	1		Topman M-228
137	スライドプロジェクター	事務室	1		CABIN 94-5349 FAMILY CABIN
138	ズームレンズ(ケース付)	事務室	1		Tamron 7120349
139	ズームレンズ(ケース付)	事務室	1	ペンタックス	PENTAX-F 200M
140	ズームレンズ	事務室	1	キャノン	キャノン200M-CONVERTER
141	映画フィルム	事務室	1		水辺の鳥
142	映画フィルム	事務室	1		日本ザル
143	映画フィルム	事務室	1		キジ
144	映画フィルム	事務室	1		野鳥の森
145	映画フィルム	事務室	1		野鳥の生態
146	映画フィルム	事務室	1		どうぶつシリーズ
147	映画フィルム	事務室	1		日本の野鳥
148	映画フィルム	事務室	1		草原や森の鳥
149	映画フィルム	事務室	1		雷鳥と四季
150	映画フィルム	事務室	1		珍鳥を訪ねて
151	映画フィルム	事務室	1		カッコウの生態
152	映画フィルム	事務室	1		文鳥ピッポの冒険
153	映画フィルム	事務室	1		動物の親子
154	映画フィルム	事務室	1		琉球の自然
155	映画フィルム	事務室	1		5478かわいいいどうぶつシリーズ とり - にわとり・じゅうしまつ・はと -
156	映画フィルム	事務室	1		5520かわいいいどうぶつシリーズ みずとり - あひる・かも -
157	ビデオ	事務室	1		大自然の中の小さな命たち~八ヶ岳の自然~
158	ビデオ	事務室	1		BIRDING 1 バードウォッチング入門 NHKエンタープライズ
159	ビデオ	事務室	1		BIRDING 2 楽しいバードウォッチング NHKエンタープライズ
160	図書	事務室	55		
161	映写機	1号館	1	ホクシン	ホクシンX-310
162	映写機	1号館	1	ホクシン	ホクシン
163	暗幕	1号館	2		布地カーテン
164	スクリーン	1号館	1	キョウエイ	KYOEI SHOJIオーロラスクリーン
165	映写台	1号館	1	オート	AUTO
166	テレビ台	1号館	1	プラス	PLUS
167	瞬間湯沸かし器	飼育室	1	パロマ	パロマPH-N501SE
168	瞬間湯沸かし器	給湯室	1	パロマ	リンナイRUS-V51XT
169	台車	2号館倉庫	2		ポーターメイト 26071
170	脚立	2号館倉庫	1		Pica JOB-120
171	扇風機	飼育室	1	シャープ	シャープPJ-404FF
172	グラインダー	工作室	1	日立	
173	電気鋸	倉庫	1	マキタ	マキタUH4500
174	電気ドリル	工作室	1	マキタ	マキタ
175	工作台	工作室	1		木製
176	作業台	工作室	2		木製
177	脚立	倉庫	1	ハセガワ	ハセガワRE-15
178	踏み台	倉庫	1	日経	㈱日経プロダクツGSS-06c
179	双眼鏡(ケース付)	事務室	1		フジノン
180	双眼鏡	事務室	1		Meibo Z01420
181	双眼鏡(ケース付)	事務室	1	ニコン	Nikon580-534
182	双眼鏡(ケース付)	事務室	1	スコット	SCOTT ZOOM
183	双眼鏡	事務室	1		ZEBIAS NDR-1025
184	望遠鏡	事務室	1		ベルボンZ-5040
185	三脚	事務室	1		VANGUARD UT-438
186	三脚	野外	1		Pica CSM-53型



No	品名	保管場所	数量	会社名	機種・規格
187	マイクロホンスタンド	1号館	1	松下	松下WN-138
188	ニワトリ発生順序	2号館	1		ホルマリン漬け展示品
189	ニワトリの骨格	2号館	1		脊椎動物骨格標本
190	食器棚	事務室	1		440*650*450
191	冷凍庫	飼育室	1	日立	日立 BS-T201L
192	冷凍庫	飼育室	1	シャープ	シャープFJ-102
193	電子レンジ	飼育室	1	ナショナル	ナショナルNE-S30
194	黒板	1号館	1	コクヨ	コクヨ1200*3600
195	黒板	図書室	2	コクヨ	コクヨ900*1800
196	消火器	各室	14		ヤマトプロテック
197	時計	事務室	1	シチズン	シチズンRHYTHM QUARTZ
198	時計	1号館	1	シチズン	シチズンRHYTHM QUARTZ
199	スモークキングスタンド	2号館	1		
200	スモークキングスタンド	入口	1		
201	スモークキングスタンド	2号館倉庫	4		
202	傘立	1号館	2		
203	傘立	2号館	1		
204	物品棚	事務室	1		4段
205	キーボックス	事務室	1		ドロゴン
206	ジオラマ背景パネル	1号館	6		
207	ジオラマ背景パネル	2号館	2		
208	壁面パネル	1号館	4		
209	展示パネル	2号館	1		
210	展示ボード	図書室	15		
211	展示館案内板	野外	3		
212	場内案内板	野外	1		
213	ブラインド	事務室	4	タチカワ	タチカワ インテリアブラインド
214	梯子	1号館	1		
215	応接セット	事務室	1		机600*150*450 3人用いす(1) 1人用いす(2)
216	雑誌架	入口	1		
217	鉄骨おり	野外	3		クマ、サル、大型獣
218	飼育小屋	野外	3		
219	小型貨物車	車庫	1	スバル	フォレスターCBA-SG5 山梨300に1469
220	一輪車	倉庫	1		
221	台車	図書室	1		
222	展示ケース	図書室	2		
223	両袖机	事務室	1	ウチダ	
224	片袖机	事務室	4	ウチダ	
225	片袖机	飼育室	1	ウチダ	
226	脇机	事務室	2		スチール、木製
227	片袖机	2号館救護室	1	ウチダ	
228	会議用いす	2号館救護室	1		
229	会議用机	1号館	18	プラス	PLUS600*1800*730
230	会議用机	1号館倉庫	22	プラス	PLUS450*1800*700
231	教卓	1号館	1	プラス	PLUS600*1000*700
232	大型回転いす	事務室	1	プラス	PLUS
233	小型回転いす	事務室	4	プラス	PLUS
234	折りたたみいす	1号館	36	コクヨ	コクヨS-1032
235	折りたたみいす	1号館倉庫	124	コクヨ	コクヨS-1032
236	長いす	1号館	4		470*1750*350
237	長いす	2号館	3		470*1750*350
238	会議用いす	図書室	8		
239	からまつベンチ	1号館	1		
240	物置	飼料置場	1	田窪保工業所	
241	ロッカー	飼育室	1	プラス	PLUS 1連
242	ロッカー	事務室	1		4連
243	展示ケース	2号館	6		
244	ホッキョクグマケース	2号館	1		寄贈品
245	本棚	図書室	4	プラス	
246	スチール棚	事務室	2	プラス	
247	動物標本(剥製)		654		別表11
248	クマ用	物置	4	田中工務店	
249	犬用(サル、タヌキ、ハクビシン)	物置	1	藤田工業製作所	
250	猫用(サル、タヌキ、ハクビシン)	物置	5	藤田工業製作所	
251	飼養用鳥カゴ	飼育室	53		
252	展示用おり	入口	1		400*600*450
253	展示用おり	入口	1		400*570*420

No	品名	保管場所	数量	会社名	機種・規格
254	展示用おり	入口	1		450*450*900
255	展示用おり	飼育室	2		300*370*500
256	展示用おり	飼育室	2		290*250*450
257	飼養用おり(バードハウス)	野外	6		HOE1900*950*1200
258	飼養用おり	野外	2		TYワンワンハウス1150*1550*1400
259	飼養用おり	野外	1		スチール切妻犬舎750*1050*1100
260	飼養用おり	野外	1		TYワンワンハウス850*1100*1000
261	飼養用おり	飼育室	1		550*750*550
262	飼養用おり	飼育室	1		420*600*500
263	飼養用おり	飼育室	2		430*590*520
264	アニマルライフ	図書室	22	平凡社	
265	図書	図書室	58		レッドデータブック他
266	山梨県例規集	事務室	1		

展示（学習展示館）

別表5

類別	内容	備考
山梨県地形模型	富士箱根伊豆国立公園・富士山・富士五湖、上野原林業地、カラマツ人工林、身延山、県立四尾連湖自然公園・四尾連湖、八ヶ岳中信高原国立公園・八ヶ岳、清里高原、秩父多摩甲斐国立公園・西沢渓谷・瑞牆山、山梨県立武田の杜・健康の森(現在地)、秩父多摩国立公園・昇仙峡、南アルプス国立公園・白根三山・白鳳渓谷、県立南アルプス巨摩自然公園・櫛形山、富士川林業地 16箇所	スイッチプレート・T3アクリル・1 コライト、地形模型 1/65000
壁面レリーフ	タイトル「森と生命」（製作者 田中不二）古くから人々は、森を信仰の対象として守り、自然の象徴として木を育て、森とともに生きてきました。地球の緑を支えることは、自然環境の保全に役立ち、自然の生態系を守ることになります。この考えを一本の苗木、若い男女、その周辺の動物の姿に表し、自然を守ることの大切さを表現したレリーフです。	アルフォット250*250
健康の森インフォメーションマップ	健康の森のまわりには、豊かな自然がいっぱい。花や鳥や虫を見つけたら、ペンで地図に書き込んでみよう。	W=1800,H=900
県の花・鳥・木・獣	フジザクラ、ウグイス、カエデ、カモシカ	プリントフィルム300*450 白 抜き文字
市町村の木	ヤエザクラ(大月市)、カシ(甲府市、竜王町)、サクラ(牧丘町、豊富村、六郷町、白根町、若草町、甲西町)、シラカンバ(富士吉田市、韮崎市、大和村、芦川村、須玉町、長坂町)、モミ(塩山市)、アカマツ(都留市、一宮町、三珠町、下部町、敷島町、高根町、小淵沢町、白州町、市川大門町、西柱町、足和田村)、マツ(山梨市、御坂町、八代町、増穂町、櫛形町、大泉村、武川村)、モクセイ(春日居町、境川村)、クリ(三富町)、ブドウ(勝沼町)、ナンテン(中富町)、クロマツ(石和町)、カエデ(中道町、鯉沢町)、カリン(白根町)、フジザクラ(上九一色村、勝山村)、カツラ(早川町)、シダレザクラ(身延町)、ヒノキ(南部町、秋山村、小菅村)、スギ(富沢町、道志村)、ウメ(玉穂町)、オトメツバキ(昭和町)、ヒマラヤスギ(田富町)、ヨシノザクラ(八田村)、ゴヨウマツ(芦安村)、センダン(双葉町)、ヤマザクラ(明野村)、イチイ(忍野村、山中湖村、鳴沢村)、レンゲツツジ(河口湖町)、ヤマモミジ(上野原町)、ブナ(丹波山村)	プリントフィルム130*160白 抜き文字30枚
山梨県の天然記念物	燕岩岩脈(甲府市)、万休院の舞鶴マツ(武川村)、上野原の大ケヤキ(上野原町)、美し森の大ヤマツツジ(大泉村)、山中のハリモミ純林(山中湖村)、富士浅間神社の大スギ(富士吉田市)、竜宮洞穴(足和田村)、氷室神社の大スギ(増穂町)、三恵の大ケヤキ(若草町)、富士山御庭のカラマツ変形樹	プリントフィルム245*320 白 抜き文字 10枚
山梨県の森林(垂直分布)	山麓帯(~500m):暖帯常緑広葉樹林シラカシ、タブノキ、ヤブツバキ、山地帯(~1600m):温帯落葉広葉樹林ミズナラ、ブナ、コミネカエデ、亜高山帯(~2500m):亜寒帯針葉樹林シラベ、シャクナゲ、ダケカンバ、高山帯(2500m~):ハイマツ群落・高山草原ハイマツ、チシマギキョウ、ミネウスユキソウ	プリントフィルム245*320 白 抜き文字
地形ジオラマとマルチスライド	ボタンを押すと、ビデオ「山と森に抱かれて」が上映される。(上映時間8分)、ジオラマ:夜叉神峠、清里高原、国師ヶ岳夢の庭園	プロジェクタースタートスイッチプレート/50*450T3アクリル

展示（学習展示館）

別表5

類別	内容	備考
森林のはたらき	森林は緑の総合資源 水をたくわえる 水害を防ぐ 風を防ぐ 山くずれを防ぐ やすらぎを与える	300*250、5枚
山梨県の地質	地質上に各岩石の産地をプレート表示。 砂岩、泥岩互層 凝灰角礫岩(グリーンタフ)、粘板岩、砂岩互層 チャート 青木ヶ原丸尾玄武岩質溶岩流 権現岳複輝石安山岩 凝灰角礫岩 徳和型花こう閃緑岩	岩石産地プレート8箇所/20*200*2骨白アクリル
山梨県の森林の歩み	戦国時代から昭和に至るまで、県有林の歴史と現状について紹介する。戦国時代:甲斐の山林制度の祖武田信玄公、川除林として有名な万力林、徳川時代:入会山の制度、御国山川掟(おんこくやまかわおきて)、元禄元年(1688)の甲斐の国絵図、徳川時代から保護されてきた社寺有林、明治・大正・昭和:謝恩碑、山村の荒廃と明治40、43年の大水害、明治44年入会御料地の御下賜、昭和20年頃の山作業風景、御沙汰書(明治44年)、昭和25年4月4日天皇陛下ご臨席のもとで行われた第1回植樹祭、第1回全国植樹祭ご臨席の後、舞鶴城謝恩碑前にご到着の天皇陛下、昭和30年に完成した夜叉神トンネル(野呂川林道)	樹種:スギ、樹令166年、産地:南巨摩郡早川町赤沢七面山参道、樹高29m、胸高直径98cm、材積7.53m <sup>3</sup> :1797年(寛政9年)甲府学問所ができた(官学のはじまり)から1982年(昭和57年)の中央自動車道全通までの歴史を年輪とともに紹介。
現代の森林と私たち	天子湖、精進ヶ滝、櫛形町、大樺沢、武田の杜遊歩道、上野原町、上九一色村	
信玄堤の模型	戦国武将武田信玄が行った、わが国でもっとも古いといわれる治水工事の紹介。	レーション装置スタートスイッチプレート/400*901ニライト
木の文化	法隆寺、猿橋(大月市)、国宝大善寺(勝沼町)、高野家住宅(塩山市)、久遠寺(身延町)、善光寺(甲府市)、恵林寺(塩山市)	ヒノキ材
木のよさ	軽くて強い 加工しやすい 長持ちする 住みごこちがよい 音をやわらげる 肌ざわりがよい	サクラ材
木材の利用	紙製品、楽器、建築材、集成材、運動具、パーティクルボード	マツ材
山のめぐみ	シイタケ、クリ、シメジ、タケノコ、ワサビ、ワラビ	スギ材
愛林日行幸啓記念	皇太子殿下をお迎えしての健康の森視察における写真展示(H2.10月)	パネル5枚
平林のウス、道具	ウス(樹種:ケヤキ、樹齢約100年)、かすがい、かたづる、つるはし、パール、ジंकロ、ピーター、ハンドボール、ゲージ	
実体鏡	山梨県の山岳地形を航空写真を用いて立体視する。	
木の葉のカルタとり	健康の森で見られる主な樹木30種程度の葉から、樹種や樹形、花、実などについて調べることができる	W=1150,H=850マルチスキャン、ソニー17GS
コンピュータ野鳥図鑑	日本で見られる257種類の野鳥について調べることができるコンピュータ図鑑	W=1150,H=850マルチスキャン、ソニー17GS
森のクイズ教室	Q&Aクイズ 神々の森	マルチスキャン、ソニー17GS、2台
標本	樹齢240年の天然カラマツ、樹齢380年のトウヒ、樹齢365年のダケカンバ	
ビデオブース (ソニー、トリニトロ ン2台)	野鳥図鑑 大空の狩人たち	35分
	野鳥図鑑 森と溪流の鳥たち	35分
	野鳥図鑑 美しき歌い手たち	31分
	野鳥図鑑 林や草原の鳥たち	32分
	野鳥図鑑 北からの渡り鳥	32分

展示（学習展示館）

別表 5

類別	内容	備考
ビデオブース (ソニー、トリニトロ ン2台)	野鳥図鑑 海に舞う鳥たち	34分
	野鳥図鑑 水辺の貴婦人たち	32分
	高山植物	45分
	ヘリコプター特撮 日本アルプスを飛ぶ 南アルプス	45分
	日本百名山 雲取山/甲武信岳/金峰山/瑞牆山/大菩薩山	55分
	日本百名山 恵那山/甲斐駒ヶ岳/仙丈岳/鳳凰山/北岳	55分
	わくわくビデオ図鑑 カブトムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 クワガタムシ	25分
	わくわくビデオ図鑑 ミツバチ	25分
	わくわくビデオ図鑑 カタツムリ	25分
	水と森林	18分
	森のサイエンスシリーズ 森林と地球	30分
	森のサイエンスシリーズ 森林の生態	30分
	森のサイエンスシリーズ 森林と人間 日本人と木の文化	30分
	森のサイエンスシリーズ 森林には生命の音がする	30分
	森の恵みパート1	12分
	森の恵みパート2	14分
	いろいろな木	かたい木～やわらかい木(シタン、アカガシ、イタヤカエデ、ヒノキ、スギ、キリ、バルサ)、姿は?比重は?音は?用途は?
美しい自然を後世に伝えるために	未来をになう人びと、貴重な植物、動物(お花畑、アヤマの高原、ライチョウ、青木ヶ原樹海、オオムラサキ、シカ、レンゲツツジ群落)	

岩石標本(200\*200)

	岩石名	産地
1	凝灰角礫岩	白根町駒場
2	褐色凝灰角礫岩	鰍沢町不動滝
3	含石灰岩輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
4	チョコレート色輝緑凝灰岩	芦安村広河原
5	細粒硬質砂岩	早川町角瀬
6	茶褐色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
7	暗褐色凝灰岩	鰍沢町十谷
8	粘板岩	早川町雨畑
9	黒色シルト岩	芦安村広河原
10	赤色輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
11	含礫輝緑凝灰岩	芦安村大樺沢
12	プロピライト(変朽安山岩)	鰍沢町不動滝
13	粗粒砂岩	武川村中山
14	含化石砂礫岩	中富町遅沢
15	礫岩と砂岩の互層	中富町遅沢
16	複輝石安山岩(片山)	甲府市山宮町片山
17	複輝石安山岩(八ヶ岳火山)	大泉村石堂
18	黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市仙ヶ滝
19	中粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
20	粗粒花崗閃緑岩(裂石)	塩山市裂石
21	チャート(珪岩)	芦安村広河原
22	玄武岩(青木ヶ原)	足和田村
23	玄武岩(剣丸尾)	河口湖町
24	石灰岩(白州町)	北巨摩郡白州町

樹木標本(パネル220\*270、種子)

1	シラカンバ	11	ヤマウルシ
2	クリ	12	ホオノキ
3	ミズナラ	13	トチノキ
4	クヌギ	14	カヤ
5	オニグルミ	15	シラベ
6	コブシ	16	ウラジロモミ
7	イロハカエデ	17	カラマツ
8	キリ	18	アカマツ
9	コナラ	19	ヒノキ
10	ミズキ	20	スギ

その他展示品

郷土の民芸品	吉田の火祭り
	甲府の土鈴
	甲斐のワラ駒
	甲州だるま
	親子だるま
カナカンブツ	
郷土の木工品、和紙、茶炭	

## 園地（岩石園）

## 別表 6

番号	岩石名	分布	時代区分	分類
1	ぎょうかいかくれきがん 凝灰角礫岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	堆積岩
2	かつしよくぎょうかいかくれきがん 褐色凝灰角礫岩	"	"	"
3	がんせきかいがん きりよくぎょうかいがん 含石灰岩輝緑凝灰岩	南アルプス、関東山地	古期	"
4	いろ きりよくぎょうかいがん チョコレート色輝緑凝灰岩	"	"	"
5	さいりゅうこうしつ さがん 細粒硬質砂岩	"	"	"
6	ちやかっしよく きりよくぎょうかいがん 茶褐色輝緑凝灰岩	"	"	"
7	あんかつしよくぎょうかいがん 暗褐色凝灰岩	御坂山地、巨摩山地、道志山地、天子山地	中期	"
8	ねんばんがん あまはたすずりせきざい 粘板岩(雨畑硯石材)	南アルプス	古期	"
9	こくしよく がん 黒色シルト岩	南アルプス、関東山地	"	"
10	せきしよく きりよくぎょうかいがん 赤色輝緑凝灰岩	"	"	"
11	がんれき きりよくぎょうかいがん 含礫輝緑凝灰岩	"	"	"
12	へんきゅうあんざんがん プロピライト(変朽安山岩)	巨摩山地、御坂山地	中期	変成岩
13	そりゅうさがん 粗粒砂岩	"	"	堆積岩
14	がんかせき されきがん かせきしよ 含化石砂礫岩(化石床)	身延町小原島	"	"
15	れきがん さがん ごそう 礫岩と砂岩の互層	巨摩山地、御坂山地	"	"
16	ふくきせきあんざんがん かたやま 複輝石安山岩(片山)	甲府市健康の森(片山)	"	火成岩
17	ふくきせきあんざんがん 複輝石安山岩	八ヶ岳火山	新期	"
18	こくうんも かこうがん みたけ 黒雲母花崗岩(御岳)	甲府市御岳町	古期	"
19	ちゅうりゅうか こうせんりよくがん 中粒花崗閃緑岩	関東山地(裂石)	"	"
20	そりゅうか こうせんりよくがん 粗粒花崗閃緑岩	"	"	"
21	けいがん チャート(珉岩)	南アルプス、関東山地	"	堆積岩
22	げんぶがん ふじようがん 玄武岩(富士溶岩)	富士火山	新期	火成岩

古期: 秩父系(1億8千万年以前) 四万十統(1億8千万年～3000万年前)

中期: 新第3紀(2500万年～200万年前)

新期: 第4紀(200万年前～現在まで)

## 園地（樹木見本園）

## 別表7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
1	カエデ	カエデ	ウリハダカエデ	58	フサザクラ	フサザクラ	フサザクラ
2	カエデ	カエデ	ホソエカエデ	59	クスノキ	カゴノキ	カゴノキ
3	カエデ	カエデ	テツカエデ	60	クスノキ	シロダモ	シロダモ
4	カエデ	カエデ	エンコウカエデ	61	ニレ	エノキ	エノキ
5	カエデ	カエデ	イタヤカエデ	62	ニレ	エノキ	エゾエノキ
6	カエデ	カエデ	カラコギカエデ	63	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
7	カエデ	カエデ	コハウチワカエデ	64	ニレ	ムクノキ	ムクノキ
8	カエデ	カエデ	ヤマシバカエデ	65	ニレ	ニレ	オヒョウ
9	カエデ	カエデ	ヒトツバカエデ	66	ニレ	ニレ	ハルニレ
10	カエデ	カエデ	カジカエデ	67	ニレ	ニレ	コブニレ
11	カエデ	カエデ	アサノハカエデ	68	クワ	コウゾ	コウゾ
12	カエデ	カエデ	メグスリノキ	69	クワ	クワ	ヤマグワ
13	カエデ	カエデ	ミツデカエデ	70	クワ	コウゾ	カジノキ
14	カエデ	カエデ	オオイヅナスイツ	71	ヤマグルマ	ヤマグルマ	ヤマグルマ
15	カエデ	カエデ	ウリカエデ	72	カツラ	カツラ	カツラ
16	マツ	マツ	クロマツ	73	カツラ	カツラ	ヒロハカツラ
17	マツ	マツ	アカマツ	74	メギ	ナンテン	ナンテン
18	マツ	モミ	モミ	75	メギ	メギ	メギ
19	マツ	トウヒ	ハリモミ	76	モクレン	シキミ	シキミ
20	マツ	モミ	ウラジロモミ	77	モクレン	モクレン	ホオノキ
21	マツ	トウヒ	イラモミ	78	モクレン	モクレン	コブシ
22	マツ	マツ	ゴヨウマツ	79	クスノキ	タブノキ	タブノキ
23	マツ	マツ	チョウセンマツ	80	クスノキ	クスノキ	ヤブニッケイ
24	マツ	ツガ	ツガ	81	クスノキ	クロモジ	ヤマコウバシ
25	マツ	トウヒ	トウヒ	82	クスノキ	クロモジ	ダンコウバイ
26	イチイ	イチイ	イチイ	83	クスノキ	シロモジ	アブラチャン
27	イチイ	カヤ	カヤ	84	クスノキ	シロモジ	カナクギノキ
28	イヌガヤ	イヌガヤ	イヌガヤ	85	ユキノシタ	アジサイ	タマアジサイ
29	スギ	スギ	スギ	86	ユキノシタ	ウツギ	マルバウツギ
30	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ	87	ユキノシタ	アジサイ	ノリウツギ
31	ヒノキ	ヒノキ	サワラ	88	ユキノシタ	アジサイ	コアジサイ
32	ヒノキ	ビャクシン	ネズミサシ	89	ユキノシタ	アジサイ	ヤマアジサイ
33	ヒノキ	クロベ	ネズコ	90	ユキノシタ	アジサイ	ガクウツギ
34	ブナ	シイノキ	スダジイ	91	ユキノシタ	バйкаウツギ	バйкаウツギ
35	ブナ	コナラ	アカガシ	92	ユキノシタ	ウツギ	ウツギ
36	ブナ	コナラ	アラカシ	93	ユキノシタ	ウツギ	ウメウツギ
37	ブナ	コナラ	ウラジロガシ	94	ユキノシタ	ウツギ	ヒメウツギ
38	ブナ	コナラ	シラカシ	95	ユキノシタ	イワガラミ	イワガラミ
39	ブナ	コナラ	ツクバネガシ	96	マメ	サイカチ	サイカチ
40	ブナ	コナラ	クヌギ	97	マメ	ネムノキ	ネムノキ
41	ブナ	コナラ	アベマキ	98	マメ	ハリエンジュ	ハリエンジュ
42	ブナ	クリ	クリ	99	マメ	フジキ	フジキ
43	ブナ	コナラ	ミスナラ	100	モクレン	サネカズラ	サネカズラ
44	ブナ	ブナ	ブナ	101	バラ	ナナカマド	アズキナシ
45	ブナ	ブナ	イヌブナ	102	バラ	コゴメウツギ	カナウツギ
46	ブナ	コナラ	コナラ	103	バラ	リンゴ	ズミ
47	カバノキ	ハンノキ	ヤマハンノキ	104	バラ	バラ	ノイバラ
48	カバノキ	アサダ	アサダ	105	バラ	コゴメウツギ	コゴメウツギ
49	カバノキ	クマシデ	アカシデ	106	バラ	シモツケ	シモツケ
50	カバノキ	クマシデ	イヌシデ	107	バラ	バラ	サンショウバラ
51	カバノキ	ハシバミ	ツノハシバミ	108	バラ	シモツケ	アイズシモツケ
52	カバノキ	カバノキ	オノオレカンバ	109	バラ	ザイフリボク	ザイフリボク
53	カバノキ	カバノキ	ヤエガワカンバ	110	バラ	サクラ	ヤマザクラ
54	カバノキ	クマシデ	クマシデ	111	バラ	サクラ	カスミザクラ
55	カバノキ	クマシデ	サワシバ	112	バラ	サクラ	オオヤマザクラ
56	カバノキ	カバノキ	ミズメ	113	バラ	サクラ	ウワミズザクラ
57	カバノキ	カバノキ	ネコシデ	114	バラ	サクラ	イヌザクラ



## 園地（樹木見本園）

## 別表7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
115	バラ	シモツケ	コデマリ	167	モチノキ	モチノキ	モチノキ
116	バラ	サクラ	ミヤマザクラ	168	モチノキ	モチノキ	フウリンウメモ ドキ
117	バラ	カマツカ	カマツカ	169	モチノキ	モチノキ	ツルツゲ
118	バラ	ナナカマド	ウラジロノキ	170	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
119	ウルシ	ウルシ	ヌルデ	171	イネ	ササ	ササ
120	ウルシ	ウルシ	ヤマハゼ	172	ニシキギ	ニシキギ	マユミ
121	ミツバウツギ	ミツバウツ ギ	ゴンズイ	173	ニシキギ	ニシキギ	ツリバナ
122	ミツバウツギ	ミツバウツ ギ	ミツバウツギ	174	アワブキ	アワブキ	アワブキ
123	トチノキ	トチノキ	トチノキ	175	ツバキ	サカキ	サカキ
124	ムクロジ	ムクロジ	ムクロジ	176	ツバキ	ヒサカキ	ヒサカキ
125	ムクロジ	ムクロジ	モクゲンジ	177	ツバキ	ツバキ	チャノキ
126	クロウメモドキ	ナツメ	ケンボナシ	178	ツバキ	ツバキ	ヤブツバキ
127	クロウメモドキ	クロウメモ ドキ	クロツバラ	179	ツバキ	ナツツバキ	ヒメシャラ
128	クロウメモドキ	クマヤナギ	クマヤナギ	180	ツバキ	ナツツバキ	ヒコサンヒメ シャラ
129	シナノキ	シナノキ	モイクボダイジュ	181	ツバキ	ナツツバキ	ナツツバキ
130	シナノキ	シナノキ	オオバボダイジュ	182	グミ	グミ	アキグミ
131	シナノキ	シナノキ	シナノキ	183	グミ	グミ	ナワシログミ
132	アオギリ	アオギリ	アオギリ	184	グミ	グミ	ナツグミ
133	ギョリュウ	ギョリュウ	イイギリ	185	グミ	グミ	ツルグミ
134	ミズキ	ミズキ	アオキ	186	ツツジ	ツツジ	サツキ
135	ミズキ	ハナイカダ	ハナイカダ	187	ツツジ	イワナンテ ン	ハナヒリノキ
136	ミズキ	ミズキ	ミズキ	188	ツツジ	ホツツジ	ホツツジ
137	ミズキ	ミズキ	クマノミズキ	189	ツツジ	ネジキ	ネジキ
138	ミズキ	ミズキ	ヤマボウシ	190	ツツジ	ツツジ	モチツツギ
139	リョウブ	リョウブ	リョウブ	191	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ
140	カキノキ	カキノキ	マメガキ	192	ツツジ	ツツジ	ミツバツツジ
141	カキノキ	カキノキ	ヤマガキ	193	ツツジ	ツツジ	トウゴクミツバ ツツジ
142	エゴノキ	エゴノキ	エゴノキ	194	ツツジ	アセビ	アセビ
143	エゴノキ	エゴノキ	ハクウンボク	195	ツツジ	ツツジ	ゴヨウツツジ
144	エゴノキ	アサガラ	オオバアサガラ	196	ツツジ	ツツジ	ダイセンミツバ ツツジ
145	モクセイ	モクセイ	ヒイラギ	197	ツツジ	スノキ	ナツハゼ
146	モクセイ	トリネコ	マルバアオダモ	198	ツツジ	ツツジ	シロバシヤクナ ゲ
147	モクセイ	トリネコ	トリネコ	199	スイカズラ	スイカズラ	スイカズラ
148	モクセイ	イボタノキ	イボタノキ	200	スイカズラ	スイカズラ	ウグイスカグラ
149	モクセイ	トリネコ	シオジ	201	スイカズラ	スイカズラ	ヤマウグイスカ ズラ
150	クマツツラ	ムラサキシ キブ	ヤブムラサキ	202	スイカズラ	ガマズミ	ガマズミ
151	クマツツラ	ムラサキシ キブ	ムラサキシキブ	203	スイカズラ	ガマズミ	コバノガマズミ
152	マメ	イヌエン ジュ	イヌエンジュ	204	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマガマズミ
153	ミカン	コクサギ	コクサギ	205	スイカズラ	スイカズラ	ヒョウタンボク
154	ミカン	キハダ	ミヤマキハダ	206	スイカズラ	タニウツギ	ニシキウツギ
155	ニガキ	ニガキ	ニワウルシ	207	スイカズラ	ガマズミ	ゴマキ
156	トウダイグサ	ユズリハ	ユズリハ	208	スイカズラ	タニウツギ	ヤブウツギ
157	トウダイグサ	アカメガシ ワ	アカメガシワ	209	スイカズラ	ガマズミ	ヤブデマリ
158	トウダイグサ	シラキ	シラキ	210	スイカズラ	ツクバネウ ツギ	ツクバネウツギ
159	トウダイグサ	ヒトツバハ ギ	ヒトツバハギ	211	スイカズラ	ツクバネウ ツギ	オオツクバネウ ツギ
160	ツゲ	ツゲ	ツゲ	212	スイカズラ	ガマズミ	ムシカリ
161	ドクウツギ	ドクウツギ	ドクウツギ	213	スイカズラ	ガマズミ	カンボク
162	モチノキ	モチノキ	ウメモドキ	214	スイカズラ	ニワトコ	ニワトコ
163	モチノキ	モチノキ	アオハダ	215	スイカズラ	ガマズミ	ミヤマシグレ
164	モチノキ	モチノキ	イヌツゲ	216	イネ	マダケ	モウソウチク
165	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	217	イネ	マダケ	マダケ
166	モチノキ	モチノキ	クロソヨゴ	218	イネ	マダケ	ハチク
219	イネ	ヤダケ	ヤダケ	247	マメ	フジ	フジ
220	イネ	メダケ	メダケ	248	ツツジ	ツツジ	ヤマツツジ

## 園地（樹木見本園）

## 別表7

番号	科	属	樹名	番号	科	属	樹名
221	イネ	スズタケ	スズタケ	249	ツツジ	ドウダンツツジ	ドウダンツツジ
222	イネ	ササ	ミヤコザサ	250	ニレ	ケヤキ	ケヤキ
223	アケビ	アケビ	ミツバアケビ	251	バラ	サクラ	ソメイヨシノ
224	マタタビ	マタタビ	マタタビ	252	クワ	クワ	クワ
225	ブドウ	ブドウ	エビツル	253	モクレン	モクレン	モクレン
226	ヤブコウジ	ヤブコウジ	マンリョウ	254	モクレン	モクレン	コブシ
227	マタタビ	マタタビ	ミヤママタタビ	255	クスノキ	タブノキ	タブノキ
228	ウコギ	ヤツデ	ヤツデ	256	ミカン	カラタチ	カラタチ
229	ウコギ	ウコギ	ヤマウコギ	257	ユキノシタ	アジサイ	アジサイ
230	ウコギ	ウコギ	コシアブラ	258	ニシキギ	ニシキギ	ニシキギ
231	ウコギ	ハリギリ	ハリギリ	259	ブナ	コナラ	シラカシ
232	ウコギ	タカノツメ	タカノツメ	260	ブナ	シイ	シイノキ
233	ハイノキ	ハイノキ	サワフタギ	261	ブナ	コナラ	クヌギ
234	キョウチクトウ	テイカカズラ	テイカカズラ	262	ブナ	コナラ	コナラ
235	ゴマノハグサ	キリ	キリ	263	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ
236	ヤシ	シュロ	シュロ	264	ブナ	コナラ	ミズナラ
237	マメ	フジ	フジ	265	ブナ	ブナ	ブナ
238	アケビ	アケビ	アケビ	266	ブナ	クリ	クリ
239	マタタビ	マタタビ	サルナシ	267	ソテツ	ソテツ	ソテツ
240	ニシキギ	ニシキギ	マサキ	268	イチヨウ	イチヨウ	イチヨウ
241	カキノキ	カキノキ	カキ	269	マツ	ツガ	コメツガ
242	カエデ	カエデ	イロハモミジ	270	マツ	ヒマラヤスギ	ヒマラヤシーダ
243	モクセイ	レンギョウ	レンギョウ	271	マツ	モミ	モミ
244	トチノキ	トチノキ	トチノキ	272	マツ	カラマツ	カラマツ
245	イネ	スズタケ	スズタケ	273	スギ	スギ	スギ
246	モチノキ	モチノキ	ソヨゴ	274	ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ

傷病鳥獣保護状況(H25～H29)

別表8

目	科	和名	H25	H26	H27	H28	H29	RDB	備考
ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ					1		
ペリカン目	ウ科	カワウ				2			
ミスナギドリ目	ミスナギドリ科	オオミスナギドリ		2	7	1			
コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ		2	3	1	1		
コウノトリ目	サギ科	アマサギ			1				
コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	2		1		1		
コウノトリ目	サギ科	コサギ			2		3		
コウノトリ目	サギ科	アオサギ	3	2	2	2			
カイツブリ目	カイツブリ科	ハジロカイツブリ					1		
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ			1		1		
カモ目	カモ科	コブハクチョウ		1		1			移入
カモ目	カモ科	マガモ	4		1	3	2		
カモ目	カモ科	カルガモ	14	10	39	26	2		
カモ目	カモ科	コガモ				1	2		
カモ目	カモ科	ヒドリガモ		2					
カモ目	カモ科	アイガモ	1						
タカ目	タカ科	ハチクマ		2					
タカ目	タカ科	トビ	1		2	4			
タカ目	タカ科	オオタカ	3	2	2	3	1		
タカ目	タカ科	ツミ			1	1	1		
タカ目	タカ科	ノスリ	1						
タカ目	タカ科	ハイタカ			1	3			
タカ目	タカ科	チョウゲンボウ		3	2	5	4		
タカ目	タカ科	ハヤブサ			1	5	1		
キジ目	キジ科	ウズラ	1						DD
キジ目	キジ科	ヤマドリ	6		8				
キジ目	キジ科	キジ	2			1	9		
キジ目	キジ科	コジュケイ					1		
ツル目	クイナ科	クイナ				1			
ツル目	クイナ科	バン	1						
ツル目	クイナ科	オオバン	3	1	2	2			
チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	2						
チドリ目	シギ科	ヤマシギ					1		
チドリ目	シギ科	タシギ	1		1				
ハト目	ハト科	キジバト	20	33	29	29	32		
ハト目	ハト科	アオバト	2	2	2	4	1		
ハト目	ハト科	ドバト	18	39	23	25	17		移入 カワラバト
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ		1	1				
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				4	2		
カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ		1					
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1		1				
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク					1		
フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1	2	1	3	3		
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	5	8	5	3	8		
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1	1		1	1		
アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ			1				
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1		1	2	1		
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	2	2	1	1			
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ			1				
スズメ目	ツバメ科	ツバメ	89	51	62	53	47		
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	14	15	6	6	6		
スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	5			1			
スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ	5	6	4	3	14		
スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ		1					
スズメ目	セキレイ科	ピンズイ					1		
スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	8	17	13	22	7		
スズメ目	モズ科	モズ	3	4	6	4	2		
スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ	1			1			
スズメ目	ツグミ科	コルリ	1						
スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1	1	2	1			
スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ	1						
スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	1				1		

スズメ目	ツグミ科	シロハラ			2				
スズメ目	ツグミ科	ツグミ	2	2	2	6	6		
スズメ目	ウグイス科	ウグイス			2				
スズメ目	ウグイス科	エゾセンニュウ					1		
スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ					1		
スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ	2		1		2		
スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ		1					
スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2	3	1	6	3		
スズメ目	ヒタキ科	オオルリ		1					
スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ		2					
スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	3	1	6	5	2		
スズメ目	キバシリ科	キバシリ			1				
スズメ目	メジロ科	メジロ	4	7	3	8			
スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ		1	2				
スズメ目	アトリ科	アトリ		1					
スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	5	4	8	6	7		
スズメ目	アトリ科	ウソ			1				
スズメ目	アトリ科	イカル		1					
スズメ目	アトリ科	シメ	1		1	3	1		
スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	35	37	52	62	48		
スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ					1		
スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	15	13	9	16	15		
スズメ目	カラス科	カケス			1				
スズメ目	カラス科	オナガ	3	2	3		1		
スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	8	2	11	5	12		
スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	2	5	5	3			
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	4	3	4	5	4		
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ				1	1		
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ウサギコウモリ		1					
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ				1			
ネコ目	イヌ科	タヌキ	12	30	6	17	9		
ネコ目	イヌ科	キツネ	4	1	2		2		
ネコ目	イタチ科	テン	2			1			
ネコ目	イタチ科	イタチ				1	1		
ネコ目	イタチ科	アナグマ			1	2			
ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1	5	2	2	2		
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	3	4	7	5	8	Lp	
ネズミ目	リス科	ニホンリス	1	4				Lp	
ネズミ目	リス科	ムササビ	4	1	2	3	2		
ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ	1						
ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	3					R	
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ			1	1			
	計	計	342	343	372	384	305		

## 飼養獣類

## 別表 9

目	科	和名	H29	備考
サル目	サル目	ニホンザル	1	危険な動物（山梨県動物の愛護及び管理に関する条例）
ネコ目	ネコ目	ハクビシン	1	
ネズミ目	ネズミ目	モルモット	4	1号館入口
計			6	

## 飼養鳥類

## 別表 10

目	科	和名	H29	備考
キジ目	キジ科	インドクジャク	1	キジの仲間舎、雌1
キジ目	キジ科	キンケイ	1	キジの仲間舎、雄1
キジ目	キジ科	ニホンキジ	1	キジの仲間舎、雄1
キジ目	キジ科	ニホンキジ	1	キジの仲間舎、雄1
ハト目	ハト科	ジュズカケバト	4	小鳥の舎
オウム目	インコ科	セキセイインコ	2	小鳥の舎、青1 黄1
カモ目	カモ科	カルガモ	1	水鳥の舎、雌1
カモ目	カモ科	コガモ	1	水鳥の舎、雌1
オウム目	インコ科	オカメインコ	1	1号館入口
スズメ目	カエデチヨウ科	セキセイインコ	1	1号館入口
計			14	

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
1	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	2		2号館	
2	鳥類	アビ目	アビ科	オオハム	1		2号館	
3	鳥類	アビ目	アビ科	シロエリオオハム	1		2号館	
4	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	2		1号館	
5	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1		2号館	
6	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1		2号館	
7	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	1		図書室	
8	鳥類	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	1		1号館	
9	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ	2	VU	2号館	
10	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	1	448	図書室	
11	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	2		2号館	
12	鳥類	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オナガミズナギドリ	1		2号館	
13	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	アカオネッタイチョウ	1		2号館	
14	鳥類	ペリカン目	ネッタイチョウ科	シラオネッタイチョウ	1		2号館	
15	鳥類	ペリカン目	ウ科	ウミウ	1		1号館	
16	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1		1号館	
17	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	1		2号館	
18	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1	EN	1号館	
19	鳥類	コウノトリ目	サギ科	オオヨシゴイ	1	EN	2号館	
20	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1	NT	2号館	
21	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	2	NT	1号館	
22	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ミゾゴイ	1	NT	図書室	
23	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1		2号館	
24	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	179	1号館物置	幼
25	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1	166	1号館物置	
26	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	1		1号館	幼
27	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	2		1号館	
28	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ササゴイ	1		1号館	
29	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1		1号館	
30	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	1		2号館	
31	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	3		2号館	
32	鳥類	コウノトリ目	サギ科	ダイサギ	1		1号館	
33	鳥類	コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	1		1号館	
34	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1		2号館	
35	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1		図書室	
36	鳥類	コウノトリ目	サギ科	コサギ	1		1号館	
37	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1		図書室	
38	鳥類	コウノトリ目	サギ科	アオサギ	1		1号館	
39	鳥類	コウノトリ目	コウノトリ科	ナベコウ	1		2号館	
40	鳥類	カモ目	カモ科	シジウカラガン	2		2号館	
41	鳥類	カモ目	カモ科	マガン	2		1号館	
42	鳥類	カモ目	カモ科	コブハクチョウ	1	移入	1号館	
43	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	1		1号館	
44	鳥類	カモ目	カモ科	オオハクチョウ	2		2号館	
45	鳥類	カモ目	カモ科	コハクチョウ	1		1号館	
46	鳥類	カモ目	カモ科	アカツクシガモ	1	DD	2号館	
47	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2		2号館	
48	鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	2		1号館	
49	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	4		1号館	
50	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	6		2号館	
51	鳥類	カモ目	カモ科	マガモ	1	368	1号館物置	
52	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	1	426	図書室	
53	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	6		1号館	
54	鳥類	カモ目	カモ科	カルガモ	3		2号館	
55	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5		1号館	
56	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	1		図書室	
57	鳥類	カモ目	カモ科	コガモ	5		2号館	
58	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	5	VU	2号館	
59	鳥類	カモ目	カモ科	トモエガモ	3	VU	1号館	
60	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	2		2号館	
61	鳥類	カモ目	カモ科	ヨシガモ	1	41	1号館物置	
62	鳥類	カモ目	カモ科	ヒドリガモ	2		2号館	
63	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	1	57	1号館物置	
64	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	5		1号館	
65	鳥類	カモ目	カモ科	オナガガモ	2		2号館	

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
66	鳥類	カモ目	カモ科	シマアジ	1		2号館	
67	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	3		2号館	
68	鳥類	カモ目	カモ科	ハシビロガモ	1		1号館	
69	鳥類	カモ目	カモ科	ホシハジロ	4		2号館	
70	鳥類	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	1		2号館	
71	鳥類	カモ目	カモ科	キンクロハジロ	1		図書室	
72	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	2		2号館	
73	鳥類	カモ目	カモ科	スズガモ	1	58	1号館物置	
74	鳥類	カモ目	カモ科	クロガモ	2		2号館	
75	鳥類	カモ目	カモ科	ピロードキンクロ	3		2号館	
76	鳥類	カモ目	カモ科	シノリガモ	2		2号館	
77	鳥類	カモ目	カモ科	コオリガモ	4		2号館	
78	鳥類	カモ目	カモ科	ホオジロガモ	1		2号館	
79	鳥類	カモ目	カモ科	ヒメハジロ	2		2号館	
80	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	2		2号館	
81	鳥類	カモ目	カモ科	ミコアイサ	1		図書室	
82	鳥類	カモ目	カモ科	ウミアイサ	1		2号館	
83	鳥類	タカ目	タカ科	ミサゴ	1		2号館	
84	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2		2号館	
85	鳥類	タカ目	タカ科	トビ	2		1号館	
86	鳥類	タカ目	タカ科	オオワシ	1		2号館	
87	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2		1号館	
88	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1		1号館	幼
89	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	2		1号館物置	
90	鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	1		図書室	
91	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	2		1号館	
92	鳥類	タカ目	タカ科	ツミ	1		2号館	
93	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3		1号館	
94	鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	3		2号館	
95	鳥類	タカ目	タカ科	ノスリ	2		1号館	
96	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1		2号館	
97	鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	1		1号館	
98	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	2		1号館	
99	鳥類	タカ目	タカ科	クマタカ	1		2号館	
100	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1		1号館入口	
101	鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1		2号館	
102	鳥類	タカ目	タカ科	ハイイロチュウヒ	1		1号館	
103	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	コチョウゲンボウ	2		1号館	
104	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	2		1号館	
105	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1		2号館	
106	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2		1号館	ヒナ
107	鳥類	キジ目	ライチョウ科	ライチョウ	2		1号館	
108	鳥類	キジ目	ライチョウ科	エゾライチョウ	2		2号館	
109	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	2	DD	1号館	
110	鳥類	キジ目	キジ科	ウズラ	1	DD	2号館	
111	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2		1号館	
112	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	1	133	1号館物置	
113	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	2		2号館	
114	鳥類	キジ目	キジ科	ヤマドリ	7		1号館物置	
115	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	124	1号館物置	
116	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1		1号館物置	
117	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	419	1号館物置	
118	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	3		2号館	
119	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1		1号館入口	
120	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2		1号館	
121	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1	468	1号館物置	
122	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	7		図書室	
123	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	2		2号館	白化
124	鳥類	キジ目	キジ科	キジ	1		1号館	白化
125	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1		2号館	
126	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	1		1号館入口	
127	鳥類	キジ目	キジ科	コジュケイ	2		1号館	
128	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	1		2号館	
129	鳥類	ツル目	クイナ科	クイナ	2		1号館	
130	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	2		1号館	ヒナ

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
131	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1		1号館	
132	鳥類	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	1		図書室	
133	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	3		2号館	
134	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	1		1号館	若鳥
135	鳥類	ツル目	クイナ科	バン	2		1号館	
136	鳥類	ツル目	クイナ科	オオバン	1		1号館	
137	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	4		1号館	
138	鳥類	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	1		2号館	
139	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	2		1号館	
140	鳥類	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	1		2号館	
141	鳥類	チドリ目	チドリ科	タゲリ	2		1号館	
142	鳥類	チドリ目	シギ科	アカアシシギ	1		1号館	
143	鳥類	チドリ目	シギ科	アオアシシギ	1		1号館	
144	鳥類	チドリ目	シギ科	イソシギ	2		1号館	
145	鳥類	チドリ目	シギ科	ソリハシシギ	1		2号館	
146	鳥類	チドリ目	シギ科	ホウロクシギ	1	VU	1号館	
147	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	2		図書室	
148	鳥類	チドリ目	シギ科	ヤマシギ	1		1号館	
149	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2		1号館	
150	鳥類	チドリ目	シギ科	タシギ	2		2号館	
151	鳥類	チドリ目	シギ科	チュウジシギ	1		1号館	
152	鳥類	チドリ目	シギ科	アオシギ	2		1号館	
153	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	ハイロヒレアシシギ	1		1号館	
154	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	2		2号館	
155	鳥類	チドリ目	ヒレアシシギ科	アカエリヒレアシシギ	3		1号館	
156	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1		2号館	
157	鳥類	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ	1		1号館	
158	鳥類	チドリ目	カモメ科	シロカモメ	1		2号館	
159	鳥類	チドリ目	カモメ科	ミツユビカモメ	1		2号館	
160	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1		1号館	
161	鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	1	168	1号館物置	
162	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウミスズメ	3	CR	2号館	
163	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	コウミスズメ	1		2号館	
164	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ウトウ	1		2号館	
165	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	ツノメドリ	1		2号館	
166	鳥類	チドリ目	ウミスズメ科	エトピリカ	1	CR	2号館	
167	鳥類	ハト目	ハト科	カラスバト	1		2号館	
168	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1	74	1号館物置	
169	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	2		1号館	
170	鳥類	ハト目	ハト科	キジバト	1		2号館	
171	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1		1号館	
172	鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	1		2号館	
173	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1		1号館	
174	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1		1号館	ヒナ
175	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	1		図書室	
176	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1		1号館	幼
177	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1		2号館	
178	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	1		1号館	
179	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1		1号館	
180	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1		図書室	
181	鳥類	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1		1号館	
182	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1		図書室	
183	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1		1号館	
184	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	1		2号館	
185	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コミミズク	1		図書室	
186	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1		図書室	
187	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	1		2号館	
188	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク	2		1号館	
189	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	1		図書室	
190	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	3		2号館	
191	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	2		1号館	
192	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	1		1号館	
193	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	2		2号館	
194	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1		1号館	
195	鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1		2号館	



	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
196	鳥類	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	2		1号館	
197	鳥類	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	1		1号館	
198	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	1		1号館	
199	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2		2号館	
200	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	2		図書室	
201	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	2		2号館	
202	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	1		1号館	
203	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1		2号館	
204	鳥類	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	2		1号館	
205	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1		1号館	
206	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1		2号館	
207	鳥類	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1		図書室	
208	鳥類	ブッポウソウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	1		1号館	
209	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1		2号館	
210	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	1		1号館	
211	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1		1号館	
212	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	1		2号館	
213	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	1		1号館	
214	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	1		1号館	
215	鳥類	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	2		2号館	
216	鳥類	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	2		1号館	
217	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	3		1号館	
218	鳥類	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	1		2号館	
219	鳥類	スズメ目	ツバメ科	ツバメ	1		2号館	
220	鳥類	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	1	430	1号館	物置
221	鳥類	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	1		2号館	
222	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1		図書室	
223	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	1		2号館	
224	鳥類	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ	2		1号館	
225	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	2		1号館	
226	鳥類	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ	2		2号館	
227	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ピンズイ	3		1号館	
228	鳥類	スズメ目	セキレイ科	ピンズイ	1		2号館	
229	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	2		1号館	
230	鳥類	スズメ目	セキレイ科	タヒバリ	1		2号館	
231	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1		2号館	
232	鳥類	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1		1号館	
233	鳥類	スズメ目	モズ科	チゴモズ	1	VU	1号館	
234	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	3		2号館	
235	鳥類	スズメ目	モズ科	モズ	2		1号館	
236	鳥類	スズメ目	モズ科	アカモズ	1		1号館	
237	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	1		図書室	
238	鳥類	スズメ目	レンジャク科	ヒレンジャク	2		1号館	
239	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	1		2号館	
240	鳥類	スズメ目	カワガラス科	カワガラス	2		1号館	
241	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	1		1号館	
242	鳥類	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	2		2号館	
243	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	イワヒバリ	2		1号館	
244	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	2		2号館	
245	鳥類	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ	3		1号館	
246	鳥類	スズメ目	ツグミ科	コマドリ	1		1号館	
247	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ノゴマ	1		1号館	
248	鳥類	スズメ目	ツグミ科	コルリ	1		1号館	
249	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	1		2号館	
250	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ルリビタキ	2		1号館	
251	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1		図書室	
252	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	2		1号館	
253	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ジョウビタキ	1		1号館	
254	鳥類	スズメ目	ツグミ科	イソヒヨドリ	2		1号館	
255	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1		1号館	
256	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	1		図書室	
257	鳥類	スズメ目	ツグミ科	トラツグミ	3		2号館	
258	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミジロ	2		1号館	
259	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2		2号館	
260	鳥類	スズメ目	ツグミ科	クロツグミ	2		1号館	

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
261	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	1		1号館	
262	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカハラ	2		2号館	
263	鳥類	スズメ目	ツグミ科	アカコッコ	1	VU	2号館	
264	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1		2号館	
265	鳥類	スズメ目	ツグミ科	シロハラ	1		1号館	
266	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1		2号館	
267	鳥類	スズメ目	ツグミ科	マミチャジナイ	1		1号館	
268	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	2		2号館	
269	鳥類	スズメ目	ツグミ科	ツグミ	1		1号館	
270	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ	1		1号館	
271	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1		図書室	
272	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	2		1号館	
273	鳥類	スズメ目	ウグイス科	ウグイス	1		2号館	
274	鳥類	スズメ目	ウグイス科	コヨシキリ	1		1号館	
275	鳥類	スズメ目	ウグイス科	オオヨシキリ	1		1号館	
276	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	2		2号館	
277	鳥類	スズメ目	ウグイス科	メボソムシクイ	1		1号館	
278	鳥類	スズメ目	ウグイス科	センダイムシクイ	1		1号館	
279	鳥類	スズメ目	ウグイス科	クキイタダキ	3		1号館	
280	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2		1号館	
281	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ	2		2号館	
282	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1		2号館	
283	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	1		1号館	
284	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ	1		1号館	
285	鳥類	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	1		1号館	
286	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1		1号館	
287	鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1		2号館	
288	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	3		2号館	
289	鳥類	スズメ目	エナガ科	エナガ	1		1号館	
290	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	1		1号館	
291	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ	2		2号館	
292	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	3		1号館	
293	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ	1		2号館	
294	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ	1		1号館	
295	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1		2号館	
296	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	1		2号館	
297	鳥類	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	2		1号館	
298	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	2		1号館	
299	鳥類	スズメ目	メジロ科	メジロ	3		2号館	
300	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2		1号館	
301	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	2		2号館	
302	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	コジュリン	1		1号館	
303	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	1		1号館	
304	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	2		2号館	
305	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ	1		1号館	
306	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	2		1号館	
307	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	アオジ	2		2号館	
308	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	クロジ	1		1号館	
309	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2		1号館	
310	鳥類	スズメ目	ホオジロ科	オオジュリン	2		2号館	
311	鳥類	スズメ目	アトリ科	アトリ	2		1号館	
312	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	2		2号館	
313	鳥類	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ	3		1号館	
314	鳥類	スズメ目	アトリ科	マヒワ	1		2号館	
315	鳥類	スズメ目	アトリ科	マヒワ	2		1号館	
316	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	1		2号館	
317	鳥類	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ	2		1号館	
318	鳥類	スズメ目	アトリ科	アカマシコ	1		図書室	
319	鳥類	スズメ目	アトリ科	オオマシコ	1		1号館	
320	鳥類	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ	2		1号館	
321	鳥類	スズメ目	アトリ科	ウソ	1		図書室	
322	鳥類	スズメ目	アトリ科	イカル	1		1号館	
323	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1		1号館	
324	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	2		2号館	
325	鳥類	スズメ目	アトリ科	シメ	1		図書室	

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
326	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	2		2号館	
327	鳥類	スズメ目	ハタオリドリ科	スズメ	1		1号館	
328	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	1		2号館	
329	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	コムクドリ	2		1号館	
330	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1		2号館	
331	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ	1		1号館	
332	鳥類	スズメ目	ムクドリ科	ハッカチョウ	1	*	2号館	
333	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1		2号館	
334	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	1		1号館入口	
335	鳥類	スズメ目	カラス科	カケス	2		1号館	
336	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1		2号館	
337	鳥類	スズメ目	カラス科	オナガ	1		1号館	
338	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	3		1号館	
339	鳥類	スズメ目	カラス科	ホシガラス	1		2号館	
340	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1		2号館	
341	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス	1		1号館	
342	鳥類	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス	1		1号館	
343	獣類	モグラ目	トガリネズミ科	トガリネズミ	2		1号館	
344	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1		2号館	
345	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	1		1号館	
346	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1		1号館	
347	獣類	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	1		1号館	アルビノ
348	獣類	モグラ目	モグラ科	コモグラ	1		1号館	
349	獣類	モグラ目	モグラ科	モモグラ	1		1号館	
350	獣類	サル目	オナガザル科	ニホンザル	1		1号館入口	
351	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	3		図書室	
352	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1		1号館入口	
353	獣類	ネコ目	イヌ科	タヌキ	1		1号館	
354	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1		1号館	
355	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	1		1号館入口	
356	獣類	ネコ目	イヌ科	キツネ	3		2号館	
357	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	3		2号館	
358	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	2		図書室	
359	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	4		1号館	
360	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	1		2号館	
361	獣類	ネコ目	イタチ科	イタチ	2		1号館	
362	獣類	ネコ目	イタチ科	オコジョ	1		1号館	
363	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1		図書室	
364	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1		1号館	
365	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1		2号館	
366	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1		2号館	
367	獣類	ネコ目	クマ科	ヒグマ	1		2号館	ブラウンベア
368	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	1		2号館	幼
369	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2		2号館	
370	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2		1号館物置	幼
371	獣類	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ	2		1号館入口	
372	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	2		2号館	
373	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1		1号館	
374	獣類	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	1		1号館入口	
375	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	2		1号館入口	
376	獣類	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	1		2号館	
377	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	1		図書室	トロフィー（頭）
378	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2		図書室	トロフィー（オス）
379	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2		2号館	
380	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	1		2号館	頭
381	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2		1号館物置	
382	獣類	ウシ目	シカ科	ニホンジカ	2		1号館入口	
383	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1	Lp	図書室	頭
384	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1	Lp	2号館	
385	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1	Lp	2号館	頭
386	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1	Lp	1号館入口	
387	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1	Lp	図書室	
388	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1	Lp	1号館	
389	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1	Lp	1号館入口	
390	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1	Lp	1号館	

展示（はく製）

別表 1 1

	分類	目	科	種名	個数	RDB	備考	備考
391	獣類	ネズミ目	リス科	ニホンリス	1	Lp	2号館	
392	獣類	ネズミ目	リス科	エゾシマリス	1		1号館	
393	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1	R	1号館	
394	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2		2号館	
395	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	1		図書室	
396	獣類	ネズミ目	リス科	ニッコウムササビ	1		1号館入口	
397	獣類	ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ	1		1号館	
398	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	2	R	図書室	
399	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	1	R	2号館	
400	獣類	ネズミ目	ヌートリア科	ヌートリア	1		図書室	
401	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	1		2号館	
402	獣類	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2		1号館	
403	鳥類	スズメ目	フウチョウ科	フウチョウ	1		1号館物置	
404	鳥類	カモ目	カモ科	アイガモ	1		1号館物置	
405	鳥類	キジ目	キジ科	イワシャコ	1		1号館物置	
406	鳥類	キジ目	キジ科	コウライキジ	2		図書室	
407	獣類	ウシ目	シカ科	トナカイ	1		2号館	頭
408	獣類	ウシ目	シカ科	ヘラジカ	1		2号館	頭
409	獣類	ネコ目	クマ科	ホッキョクグマ	1		2号館	アザラシと同じケース
410	鳥類	キジ目	キジ科	キンケイ	3		図書室	
411	鳥類	ペンギン目	ペンギン科	コウテイペンギン	1		2号館	
412	鳥類	アビ目	アビ科	アビ	1		1号館入口	
413	鳥類	ペリカン目	ウ科	カワウ	1		1号館	
414	鳥類	ペリカン目	ウ科	ヒメウ	1		1号館	
415	鳥類	ツル目	クイナ科	シロハラクイナ	1		1号館入口	
416	鳥類	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1		1号館	
417	獣類	ネコ目	イタチ科	テン	1		1号館	
418	獣類	ネコ目	イタチ科	アナグマ	1		1号館	
419	獣類	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	1		1号館入口	
420	獣類	ネズミ目	リス科	ムササビ	2		1号館	幼
421	獣類	ネズミ目	リス科	ニッコウムササビ	1		2号館	
422	獣類	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ	1	R	図書室	
423	獣類	ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	1		1号館	
424	獣類	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	3	R	1号館	
425	獣類	モグラ目	モグラ科	ヒメヒミズ	2		1号館	
426	鳥類	タカ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	1		2号館	
427	獣類	ネコ目	アザラシ科	アザラシ	1		2号館	ホッキョクグマと同じケース
計					654			

1号館	290
2号館	253
1号館入口	20
1号館物置	32
図書室	59
計	654

鳥類	553
獣類	101
計	654

平成27年度主催事業  
 (1)平成27年度主催事業

別表12

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
野生鳥獣写真展示会	4月18日～6月21日	-	4027	無料	野生鳥獣写真コンクール展示会
傷病鳥獣保護ボランティア・里親説明会	4月19日	13:30～15:30	7	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
山菜を楽しむ会	5月3日	9:30～13:00	48	無料	山菜や木の芽の勉強会と観察
森林セラピー体験ツアー	5月17日	9:30～15:00	9	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
野鳥の保護体験教室	5月24日	13:30～15:30	11	無料	野鳥の飼育、保護体験
新緑の森の中でのバードウォッチング	6月7日	9:30～12:00	26	無料	森の中でのバードウォッチング
森林セラピー体験ツアー	6月20日	9:30～15:00	6	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
野鳥の保護体験教室	6月21日	13:30～15:30	9	無料	野鳥の飼育、保護体験
森林セラピー体験ツアー	7月5日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
親子でキャンプ	7月11日～12日	9:30～翌13:00	30	大人2000 中学生以下1000 小学生未満500	親子で野外活動を体験
第1回保護鳥獣の給餌体験	7月26日	13:30～15:30	11	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
夏休み応援教室	8月2日	10:00～15:30	39	300円	森の素材を使った木工
第2回保護鳥獣の給餌体験	8月9日	13:30～15:30	18	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
第3回保護鳥獣の給餌体験	8月23日	13:30～15:30	12	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
森林セラピー体験ツアー	8月29日	9:30～15:00	2	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	9月26日	9:30～15:00	3	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森の中のヨガ教室	9月27日	10:00～12:00	25	無料	武田の杜の中でリフレッシュ
野生きのこ教室	10月4日	9:30～13:00	66	無料	キノコの基礎知識及び判別方法を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	10月17日	9:30～15:00	7	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
武田の杜史跡ウォーク	11月8日	10:00～15:00	10	無料	武田の杜周辺の史跡を巡る
森林セラピー体験ツアー	11月13日	9:30～15:00	9	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
紅葉の中の山歩きと温泉	11月21日	9:00～16:00	12	1000円	遊歩道を歩き要害温泉で疲れを癒やす
森林セラピー体験ツアー	11月28日	9:30～15:00	8	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
親子でツリークライミング	11月29日	9:00～12:00 13:00～16:00	54	無料	木や森、自然との一体感を味わう体験
フィールドサインを見つけよう	12月13日	13:30～15:30	3	無料	野生生物の生活と存在を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	12月19日	9:30～15:00	11	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
新春冬芽観察ウォークと餅つき大会	1月9日	10:00～12:00	30	無料	遊歩道で木々の観察と餅つき大会
森林セラピー体験ツアー	1月23日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
冬の野鳥観察しよう	1月31日	9:00～12:00	18	無料	冬に訪れる野鳥を観察
きのこの植菌体験	2月7日	9:30～13:00	29	300円	原木に植菌し家に持ち帰り収穫を楽しむ
えさ台に集まる野鳥観察会	2月14日	13:30～15:30	19	無料	えさ台や付近に集まる野鳥を観察
森林セラピー体験ツアー	2月27日	9:30～15:00	2	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
ボランティア里親情報交換会	3月13日	13:30～15:30	14	無料	ボランティアと里親の情報交換会
炭を焼く集い	3月20日	9:30～13:00	50	300円	木炭の歴史と製炭方法を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	3月26日	9:30～15:00	3	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
合 計			4628		

平成28年度主催事業  
 (1)平成28年度主催事業

別表12

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
野生鳥獣写真展示会	4月16日～6月19日	-	4178	無料	野生鳥獣写真コンクール展示会
傷病鳥獣保護ボランティア・里親説明会	4月17日	13:30～15:30	9	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
森林セラピー体験ツアー	4月23日	9:30～15:00	2	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
新緑の森の中でのバードウォッチング	4月30日	9:30～12:00	16	無料	新緑の森の中でのバードウォッチング
山菜を楽しむ会	5月3日	9:30～13:00	35	無料	山菜や草花、木の芽の勉強と観察
森林セラピー体験ツアー	5月14日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
野鳥の保護体験教室	5月22日	13:30～15:30	15	無料	野鳥(スズメ)の飼育、保護体験
森林セラピー体験ツアー	5月28日	9:30～15:00	4	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	6月12日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
野鳥の保護体験教室	6月19日	13:30～15:30	20	無料	野鳥(ツバメ)の飼育、保護体験
森林セラピー体験ツアー	6月25日	9:30～15:00	4	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	7月3日	9:30～15:00	4	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
親子でキャンプ	7月9日～10日	9:30～翌13:00	38	大人2000 中学生以下1000 小学生未満500	親子で野外活動を体験
第1回保護鳥獣の給餌体験	7月24日	13:30～15:30	19	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
夏休み応援教室	8月3,5,7,19日	10:00～15:30	113	300円	森の素材を使った木工
第2回保護鳥獣の給餌体験	8月7日	13:30～15:30	15	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
第3回保護鳥獣の給餌体験	8月21日	13:30～15:30	13	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
森林セラピー体験ツアー	8月27日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	9月10日	9:30～15:00	2	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	9月22日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森の中のヨガ教室	9月24日	10:00～12:00	28	無料	森の中でヨガをとおしてリフレッシュ
野生きのこ教室	10月2日	9:30～13:00	57	無料	キノコの基礎知識、判別方法を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	10月9日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
森林セラピー体験ツアー	10月22日	9:30～15:00	4	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
親子でツリークライミング	10月23日	9:00～12:00 13:00～16:00	27	無料	木や森、自然との一体感を味わう体験
武田の杜史跡ウォーク	11月13日	10:00～15:00	10	無料	周辺の史跡を巡り歴史を学びながら、散策を楽しむ
森林セラピー体験ツアー	11月13日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
紅葉の中の山歩きと温泉	11月19日	9:00～16:00	雨天中止	1000円	遊歩道を歩き要害温泉で疲れを癒やす
森林セラピー体験ツアー	11月27日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
フィールドサインを見つけよう	12月4日	13:30～15:30	5	無料	野生生物の痕跡を見つけ生活と存在を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	12月17日	9:30～15:00	-	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
新春冬芽観察ウォークと餅つき大会	1月9日	10:00～12:00	18	無料	遊歩道で木々の観察ともちつき大会
森林セラピー体験ツアー	1月28日	9:30～15:00	2	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
冬の野鳥観察しよう	1月29日	9:00～12:00	18	無料	冬に訪れる野鳥を観察

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
きのこの植菌体験	2月5日	9:30～13:00	35	300円	シイタケ・ヒラタケの植菌体験
森林セラピー体験ツアー	2月25日	9:30～15:00	3	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
えさ台に集まる野鳥観察会	2月26日	13:30～15:30	18	無料	エサ台や付近に集まる野鳥を観察
ボランティア里親情報交換会	3月12日	13:30～15:30	5	無料	ボランティアと里親の情報交換会
炭を焼く集い	3月19日	9:30～13:00	44	300円	木炭の歴史と製炭方法を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	3月25日	9:30～15:00	1	3500円	森林セラピー体験と入浴(湯村温泉)
合 計			4762		

平成29年度主催事業  
 (1)平成29年度主催事業

別表12

主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
野生鳥獣写真展示会	4月15日～6月18日	-	4640	無料	野生鳥獣写真コンクール展示会
傷病鳥獣保護ボランティア・里親説明会	4月16日	13:30～15:30	13	無料	今年度ボランティア希望者の登録と保護についての説明会
森林セラピー体験ツアー	4月22日	9:30～15:00	-	3500円	春を満喫 森林セラピー
新緑の森の中でのバードウォッチング	4月30日	9:30～12:00	12	無料	新緑の森の中でのバードウォッチング
山菜を楽しむ会	5月3日	9:00～12:30	43	無料	山菜や草花、木の芽の勉強と観察
森林セラピー体験ツアー	5月13日	9:30～15:00	-	3500円	新緑の中で森林セラピー
野鳥の保護体験教室	5月21日	13:30～15:30	16	無料	野鳥(スズメ)の飼育、保護体験
森林セラピー体験ツアー	5月28日	9:30～15:00	1	3500円	深緑を味わう森林セラピー
森林セラピー体験ツアー	6月4日	9:30～15:00	10	3500円	森と木と子どものための森林セラピー
森林セラピー体験ツアー	6月10日	9:30～15:00	4	3500円	樹林気功と森林セラピー
野鳥の保護体験教室	6月18日	13:30～15:30	13	無料	野鳥(ツバメ)の飼育、保護体験
森林セラピー体験ツアー	6月22日	9:30～15:00	5	無料	ウィークデイの森林セラピー
ポールウォーキング教室	6月25日	9:30～12:00	18	無料	ポールを使ったウォーキングを学ぶ
親子でキャンプ	7月8日～9日	9:30～翌13:30	29	大人2000円 子ども1000円 小学生未満500円	親子で野外活動を体験
森林セラピー体験ツアー	7月15日	9:30～15:00	8	大人2000円 小人1000円	夏の森林セラピー
第1回保護鳥獣の給餌体験	7月23日	13:30～15:30	15	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
夏休み応援教室	8月2,6日	10:00～15:00	104	300円	森の素材を使った木工
第2回保護鳥獣の給餌体験	8月6日	13:30～15:30	16	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
森林セラピー体験ツアー	8月11日	9:30～15:00	6	3500円	山の日の森林セラピー
第3回保護鳥獣の給餌体験	8月20日	13:30～15:30	13	無料	野生動物の命の大切さを学ぶ
森林セラピー体験ツアー	9月10日	9:30～15:00	12	3500円	初秋の森林セラピー
森林セラピー体験ツアー	9月27日	9:30～15:00	4	3500円	ウィークデイの森林セラピー
野生きのこ教室	10月1日	9:30～12:00	57	無料	キノコの基礎知識、判別方法を学ぶ
武田の杜史跡ウォーク	10月8日	9:30～15:00	10	1000円(1人) 中学生以下無料	周辺の史跡を巡り歴史を学びながら、散策を楽しむ
森林セラピー体験ツアー	10月9日	9:30～15:00	1	3500円	体育の日の森林セラピー
森林セラピー体験ツアー	10月22日	9:30～15:00	-	3500円	秋晴れの森林セラピー
森の中のヨガ教室	11月5日	10:30～12:40	18	無料	森の中でヨガをとおしてリフレッシュ
森林セラピー体験ツアー	11月12日	9:30～15:00	4	3500円	紅葉の中の森林セラピー
紅葉の中の山歩きと温泉	11月18日	9:45～15:00	雨天中止	1000円(1人) 中学生以下500円	遊歩道を歩き要害温泉で疲れを癒やす
親子でツリークライミング	11月19日	8:30～10:15 10:00～11:45 12:30～14:15 14:00～15:45	47	保険料 1000円(1家族)	木や森、自然との一体感を味わう体験
森林セラピー体験ツアー	11月26日	9:30～15:00	8	3500円	深秋の森林セラピーとワイナリー見学



主催事業名	開催日	開催時間	参加人数	参加費	内容
フィールドサインを見つけよう	12月3日	13:30～15:30	12	無料	野生生物の痕跡を見つけ生活と存在を学ぶ
森林セラピー体験ツアー	12月16日	13:30～17:00	-	2000円	黄昏時を楽しむ森林セラピー
新春冬芽観察ウォークと餅つき大会	1月14日	9:30～13:00	29	300円 材料費 中学生以下無料	武田の杜遊歩道で木々の観察をし、参加者でもちつき大会
森林セラピー体験ツアー	1月27日	9:30～15:00	0	3500円	絶景ポイント澄んだ空気で森林セラピー
冬の野鳥を観察しよう	1月28日	9:30～12:00	11	無料	冬の野鳥を観察しよう
キノコ植菌体験	2月4日	9:30～12:00	36	300円 材料費	原木に植菌し家に持ち帰り収穫を楽しむ
森林セラピー体験ツアー	2月24日	9:30～15:00	6	3500円	野鳥と一緒に森林セラピー
里山にいる野鳥に会ってみよう	2月25日	13:30～15:30	16	無料	センター周辺にいる野鳥を観察
ボランティア里親情報交換会	3月11日	13:30～15:30	18	無料	ボランティアと里親との情報交換会
炭を焼く集い	3月18日	9:30～12:00	25	材料費・保険料	炭焼きを体験し、炭の不思議について学ぶ
森林セラピー体験ツアー	3月24日	9:30～15:00	0	3500円	春が来たよ！森林セラピー
合 計			5280		

## 平成27・28・29年度利用実績

## 1. 利用者の推移

(単位:人)

	H27	H28	H29
利用者総数	99,326	100,412	100,612
うち有料施設利用者数	3,437	3,303	3,444

利用者総数は推定値

## 平成27年度管理運営経費の内訳

## 1) 収入

単位:千円

項目	実績	内訳
利用料金	823,110	施設利用料
委託料	41,509,000	
事業収入	611,348	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	66,853	
合計(A)	43,010,311	

## 2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	25,055,487	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	3,376,238	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	936,527	キャンプ場施設、水道施設修繕等
委託料	4,975,275	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター 草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	1,082,033	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	1,026,596	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	774,860	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	1,069,431	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	300,851	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	597,144	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	559,639	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	154,940	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	440,500	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保
使用料及び賃借料	217,998	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	34,474	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,075,500	消費税
雑費	116,208	
合計(B)	42,793,701	

## 平成28年度管理運営経費の内訳

## 1) 収入

単位:千円

項目	実績	内訳
利用料金	840,250	施設利用料
委託料	41,508,000	
事業収入	477,720	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	58,168	
合計(A)	42,884,138	

## 2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	25,761,191	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	3,027,894	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	416,340	鳥獣センター檻修繕、キャンプ場外灯修繕等
委託料	4,962,544	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター 草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	1,122,373	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	1,141,192	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	761,180	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	923,698	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	368,183	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	90,920	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	556,826	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	122,488	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	400,580	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保
使用料及び賃借料	125,712	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	53,278	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,177,000	消費税
雑費	158,856	
合計(B)	42,170,255	

## 平成29年度管理運営経費の内訳

## 1) 収入

単位:千円

項目	実績	内訳
利用料金	827,640	施設利用料
委託料	41,508,000	
事業収入	652,508	物品販売収入、利息収入外
自動販売機収入	60,945	
合計(A)	43,049,093	

## 2) 支出

項目	実績	内訳
人件費	25,962,554	給料手当 法定福利費 退職積立繰入額
光熱水費	2,810,755	電気代、水道代、LPガス代
修繕費	371,249	エアコン修繕等
委託料	5,792,433	清掃、消防設備点検、浄化槽点検、遊歩道整備、受水槽清掃点検、シルバー人材センター 草刈り等業務委託料、事業ゴミ処分料、
原材料費	1,018,771	保護鳥獣の飼料代
報償費・主催事業運営費	1,443,721	主催事業に係る経費(講師謝礼、傷害保険料等)
旅費	753,980	職員通勤手当非課税分、県内外へのPR出張旅費等
消耗品費	806,565	園地及び施設管理等及び事務に係る物品購入、コピー代等
燃料費	336,900	暖房用灯油、自動車ガソリン
印刷製本費	334,700	パンフレット作成代、封筒印刷代、カレンダー作成代
通信運搬費	553,454	電話代、インターネット利用料、切手代、NHK受信料
手数料	99,720	銀行振込手数料、法定検査、死亡鳥獣焼却処分料
保険料	426,363	施設損害責任保険料、公用車自賠責保険料・任意保険料、職員傷害保険、ボランティア保
使用料及び賃借料	145,692	コピーリース代、業務用トイレ消臭芳香器使用料(鳥獣)
公租公課費	20,608	印紙代、自動車重量税
繰入金	2,132,200	消費税
雑費	74,657	
合計(B)	43,084,322	

指定管理者施設の管理運営状況評価(モニタリング)シート(平成28年度事業分)
----------------------------------------

## 1 施設の概要

施設名	山梨県立武田の杜保健休養林	所管課	森林環境部 県有林課
所在地	甲府市山宮町片山3371 外	設置年月日 (改築年月日等)	昭和54年3月14日
指定管理者	山梨県造園建設業協同組合		
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例		
設置目的	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため設置する。		
主な施設内容 (定員等)	○面積:2,500ha ○施設の内容 ・健康の森:サービスセンター352㎡、森林学習展示館88㎡、展望休憩室15㎡、キャンプ場ログキャビン3棟、癒しの小径10.9km等 ・樹木見本園:休憩舎21㎡等 ・幹線遊歩道:遊歩道23.6km、展望休憩舎3棟等 ・鳥獣センター:管理棟369㎡、展示館210㎡等		
主な業務内容	(1)キャンプ場利用の承認に関する業務 (2)施設等の維持保全に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務 (5)自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務		

## 2 類似施設・近隣施設

名称 施設内容 利用状況等	山梨県立県民の森保健休養施設(森林科学館、展望台、あずま屋等) 山梨県森林公園金川の森(どんぐりの森、スポーツの森、かぶとむしの森等)
---------------------	------------------------------------------------------------------------

## 3 利用状況

単位:人、%

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (目標値)
利用者数	公園利用者数	94,832	99,326	100,412	
	利用者数合計	94,832	99,326	100,412	
	目標値	87,289	88,161	89,042	89,932
	目標値設定の考え方及びその理由	前指定期間実績 (H23) ×1.01	前年度目標値×1.01		
	対26年度比		104.7%	105.9%	
利用率		303人/日	313人/日	320人/日	
		45.5%	59.0%	64.4%	

## 4 指定管理業務の収支状況

単位:円、%

		平成27年度	平成28年度 (計画値)	平成28年度 (実績値)	平成29年度 (計画値)
収入	施設利用料	823,110	720,000	840,250	740,000
	指定管理者委託料	41,509,000	41,508,000	41,508,000	41,508,000
	その他	648,701		493,023	510,000
	収入合計(A)	42,980,811	42,228,000	42,841,273	42,758,000
支出	人件費	24,991,487	25,233,400	25,761,191	24,897,800
	県への納付金				
	管理運営費	17,527,647	17,524,600	15,908,239	17,910,200
	うち外部委託費(B)	4,927,250	4,605,000	4,962,544	4,900,000
	支出合計(C)	42,519,134	42,758,000	41,669,430	42,808,000
収支差額(A-C)		461,677	△ 530,000	1,171,843	△ 50,000
外部委託比率(B÷C)		11.6%	10.8%	11.9%	11.4%
利用者一人当たりの経費		417.9	466.2	413.4	461.5

## 5 利用者満足度

実施方法等	実施時期:平成28年4月～平成29年3月 実施方法:来園者へのアンケート 回答数:489人
-------	-----------------------------------------------------

単位:%

調査項目	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
①整備・施設状況	75.7%	23.2%	1.1%	
②開園日、開園時間	73.8%	24.8%	0.7%	0.7%
③スタッフの対応	90.3%	9.1%	0.6%	
④プログラムの内容	79.3%	19.0%	1.7%	
⑤申し込み方法	77.7%	19.9%	2.4%	
⑥学習展示館の展示内容	58.3%	38.5%	2.7%	0.5%
施設全般の満足度	76.7%	22.6%	0.7%	

利用者の意見	森の癒し効果を体験でき満足できたとの回答が多くを占めた。 改善を求めるものとして、PRをもっと積極的に行うべきという周知に係る意見があった。
利用者の意見への対応	森林セラピーの効果が満足度の高さにもつながっており、今後も積極的に推進していく。周知活動については、ホームページ、ちらし配付等によるPRのほかに、SNSによるリアルタイムの情報発信に取り組んだ。

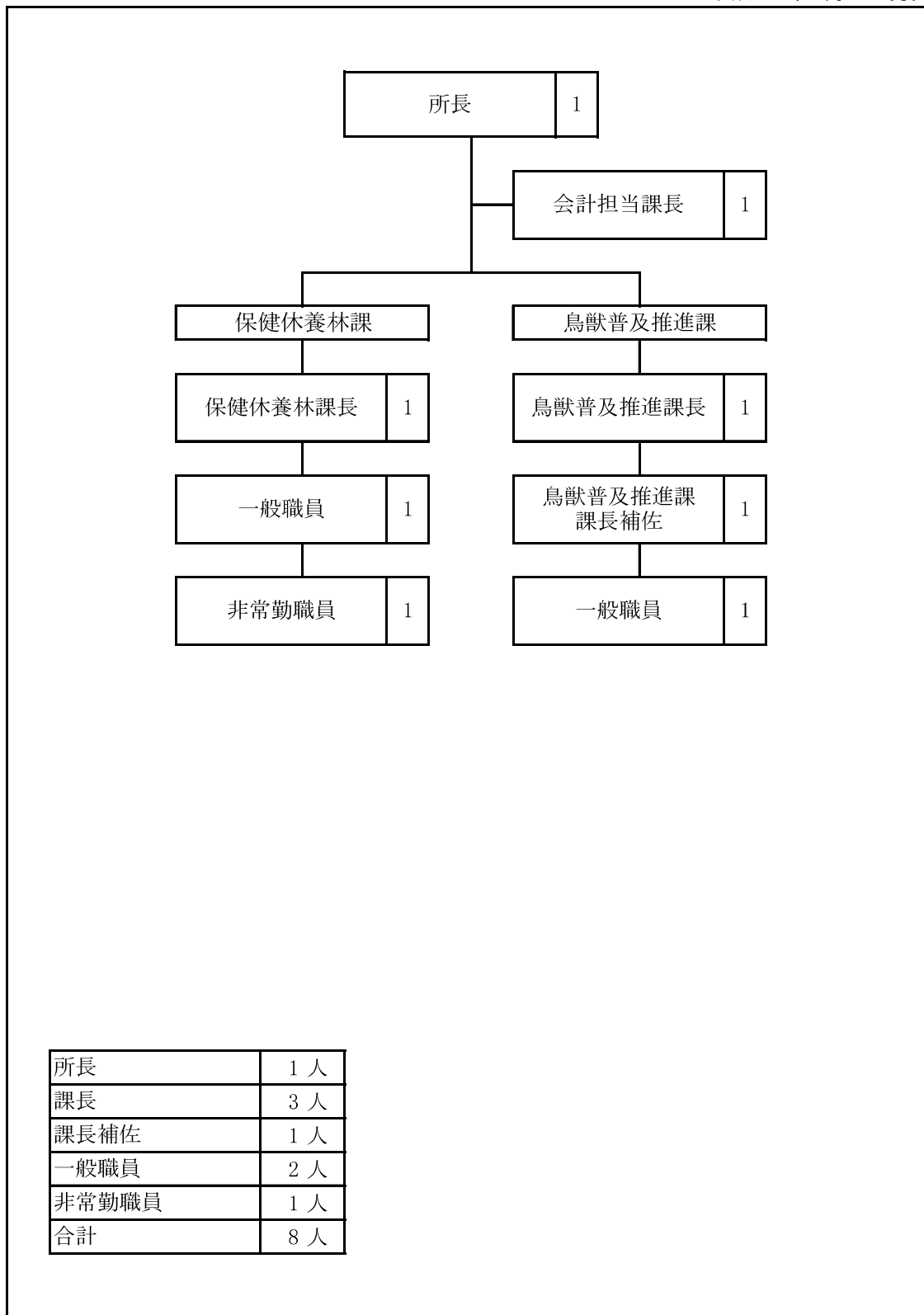


## 6 評価結果

	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価
維持管理業務	枯損木、倒木や、スズメバチの巣の処理等を迅速に行い、利用者の安全確保に努めた。 特に、遊歩道や施設周辺については、重点的にパトロールを行った。	業務計画書に基づき、施設の維持管理が適正に実施されている。また、スズメバチへの対応など利用者の安全対策にも迅速に対応している。
運營業務	森林セラピーなど、森林の癒し効果を活用した事業や、トレイルランなどPR効果の高い事業を、地域との連携を重視しながら開催した。 また、イベントの予定表をJR駅構内等に配置するなどPRに努めた。 さらに、キャンプ場の清掃点検を徹底するなど、利用者への快適なサービス提供に努めた。	業務計画に基づき、森林セラピーやトレイルランなど集客効果の高い事業を積極的に実施した。 また、常に利用者の快適性を最優先とした施設運営に取り組んでおり、高い評価を得たことは評価できる。
利用状況	介護施設、幼稚園の利用や、年配者のウォーキング、バードウォッチングなどのリピーター利用が増加し、利用者の増加につながった。 さらに、中学、高校、大学などのインターシップを受け入れ、新たな利用者の確保に努めた。	新たな利用者の確保やリピーターの増加に努め、利用者の増加を果たしたことは評価できる。
収支状況	キャンプ場施設は利用者増により収入増となった。 また、光熱水費等の節減により収支改善を図り、指定管理委託料の範囲内の収支に収めることができた。	キャンプ場施設の利用者増ならびに光熱費等支出の節減により、収支改善となったことは評価できる。
自主事業	武田の柱トレイルランニングレースのほか、ツリークライミング、ナイトツアー、トレッキングツアー等を実施し参加者から高い評価を得た。 また、湯村温泉とタイアップし温泉券を配布するなど、周辺観光施設の活性化につなげた。	多様な森林や、眺望の良さを活かした集客力のある自主事業を開催したほか、周辺観光施設とのタイアップ企画をするなど、利用者増加に向けた積極的な取り組みは評価できる。
利用者満足度	施設の特性を活かしたイベントの開催等により、多くの利用者から高い評価をいただくことができた。	各項目において「たいへん満足・どちらかといえば満足」の比率が約99%と非常に高く、利用者サービスに努めた結果が現れており、評価できる。
運営目標の達成状況	H28 利用者数 目標値 89,042人 → 実績値 100,412人 目標値に対し約113%の利用者があり、目標を達成した。	
施設所管課による総合的な評価及び指導事項	森林セラピーの取り組みを中核とし、主催、自主事業を積極的に実施したことで、利用者数の目標値を上回る成果をあげた。また、利用者満足度も良好で、利用者サービス向上にも十分努めた結果が現れており、指定管理業務は適正に行われたと評価できる。 遊歩道沿い等に枯損木が確認されたため、利用者への安全対策の徹底について指導した。	
施設所管課の指導事項に対する指定管理者の対応状況	枯損木、倒木等の危険箇所の重点的なパトロールの実施と、ハチ刺され対策として駆除用スプレーの配備を行った。	

## 7 管理体制(組織図)

平成28年4月1日現在



○山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例

昭和五十四年三月十四日  
山梨県条例第二号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例〕をここに公布する。

山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例  
(昭六一条例一四・改称)

(設置)

第一条 青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操の<sup>もり</sup>かん養を図るため、武田の杜保健休養林を設置する。

(昭六一条例一四・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 武田の杜保健休養林の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立武田の杜保健休養林

位置 甲府市

(昭六一条例一四・一部改正)

(施設の種類)

第三条 山梨県立武田の杜保健休養林(以下「武田の杜」という。)の施設の種類は、[別表第一](#)に掲げるとおりとする。

(昭六一条例一四・一部改正)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に武田の杜の管理を行わせるものとする。

(平一七条例三九・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 キャンプ場の利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- 四 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務
- 五 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務

六 [前各号](#)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平一七条例三九・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、[前項](#)の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、武田の杜の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、武田の杜の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、キャンプ場の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平一七条例三九・追加)

(サービスセンター等の休館日)

第七条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、[第一号](#)又は[第二号](#)に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日又は七月一日から八月三十一日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。  
(昭六一条例一四・追加、平一一条例三八・旧第四条の二繰上・一部改正、平一七条例三九・旧第四条繰下・一部改正、平二九条例四・一部改正)  
(サービスセンター等の開館時間)
- 第八条 サービスセンター、森林学習展示館及び鳥獣センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。  
(平一七条例三九・追加)  
(キャンプ場の利用日)
- 第九条 キャンプ場の利用日は、五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間の休日の前日及び土曜日並びに七月一日から八月三十一日までの日とする。
- 2 指定管理者は、知事の承認を受けて、前項の利用日以外の日においても、利用させることができる。  
(平一一条例一〇・一部改正、平一七条例三九・旧第六条繰下・一部改正)  
(キャンプ場の利用の承認等)
- 第十条 キャンプ場を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。
- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 衛生上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 五 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(第十八条第三項及び第十九条第二項において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるとき。  
(平一七条例三九・追加、平二四条例二六・平二九条例四・一部改正)  
(キャンプ場の利用の承認の取消し)
- 第十一条 指定管理者は、キャンプ場を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。  
(平一七条例三九・追加、平二九条例四・一部改正)  
(利用料金)
- 第十二条 第十条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るキャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。  
(平一七条例三九・追加、平二九条例四・一部改正)  
(利用料金の還付)
- 第十三条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、キャンプ場を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。  
(平一七条例三九・追加)  
(利用料金の減免)
- 第十四条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。  
(平一七条例三九・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 [第五条各号](#)に掲げる業務の実施の状況
- 二 武田の杜の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、武田の杜の管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(平一七条例三九・追加)

(知事による管理)

第十六条 [第四条](#)の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、[第五条](#)に規定する武田の杜の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 [前項](#)の場合における[第七条第二項](#)、[第八条ただし書](#)及び[第九条第二項](#)の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 [第一項](#)の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にキャンプ場の利用の承認が含まれるときに限る。)における[第十条](#)及び[第十一条](#)の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、[第十条第一項](#)中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 [第一項](#)の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、[第十条第一項](#)の承認を受けた者は、[第十二条](#)の規定にかかわらず、[別表第二](#)に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、[同条第一項](#)の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 [前項](#)の場合における[第十三条](#)、[第十四条](#)及び[別表第二](#)の規定の適用については、[第十三条](#)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、[同条ただし書](#)中「指定管理者」とあるのは「知事」と、[第十四条](#)中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、[同表](#)中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」とする。

6 [第一項](#)の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における[第十条第一項](#)及び[第十二条第一項](#)の規定の適用については、[第十条第一項](#)中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、[第十二条第一項](#)中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十六条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加)

(行為の禁止)

第十七条 武田の杜において、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- 二 木竹の伐採、植物の採取その他これらに類する行為をすること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 貼紙又は貼札をすること。
- 六 ごみの投棄その他の不衛生な行為をすること。
- 七 たき火等火災の発生するおそれのある行為をすること。

八 立入禁止区域に立ち入ること。

九 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れること。

(昭六一条例一四・一部改正、平一七条例三九・旧第八条繰下、平二九条例四・旧第十六条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第十八条 武田の杜において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

二 業として写真又は映画の撮影をすること。

三 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 知事は、[前項](#)の許可に武田の杜の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 知事は、[第一項各号](#)に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、[同項](#)の許可をしないことができる。

(昭六一条例一四・一部改正、平一七条例三九・旧第九条繰下、平二四条例二六・一部改正、平二九条例四・旧第十七条繰下・一部改正)

(利用の制限等)

第十九条 知事は、衛生上又は風俗上支障があると認められる者に対して利用を拒むことができる。

2 知事は、[前条第一項各号](#)に掲げる行為による武田の杜の利用が暴力団の利益となると認められるときは、[同項](#)の許可を取り消すことができる。

(平一七条例三九・旧第十条繰下、平二四条例二六・一部改正、平二九条例四・旧第十八条繰下)

(警察本部長への情報提供依頼)

第二十条 知事は、次に掲げる場合においては、[第十条第一項](#)([第十六条第三項](#)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)若しくは[第十八条第一項](#)の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。[次条](#)において同じ。)に関し、[山梨県暴力団排除条例\(平成二十二年山梨県条例第三十五号\)第二条第三号](#)に規定する暴力団員等([次条](#)において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が[第十一条](#)([第十六条第三項](#)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

三 [第十八条第一項](#)の許可をしようとする場合

四 [前条第二項](#)の規定による[第十八条第一項](#)の許可の取消しをしようとする場合

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第十九条繰下・一部改正)

(知事への情報提供)

第二十一条 警察本部長は、[前条](#)の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認若しくは[第十八条第一項](#)の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(平二四条例二六・追加、平二九条例四・旧第二十条繰下・一部改正)

(罰則)

第二十二条 [第十七条](#)の規定に違反した者又は[第十八条第一項](#)の規定により許可を受けないで[同項各号](#)に掲げる行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

(平六条例三一・一部改正、平一七条例三九・旧第十三条繰下・一部改正、平二四条例二六・旧第十九条繰下、平二九条例四・旧第二十一条繰下・一部改正)

(委任)

第二十三条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例三九・旧第十四条繰下、平二四条例二六・旧第二十条繰下、平二九条例四・旧第二十二条繰下)

附 則

[この条例](#)は、規則で定める日から施行する。

(昭和五四年規則第二〇号で昭和五四年五月一日から施行)

附 則(昭和六一年条例第一四号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第三一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第一七号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第二七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県立武田の杜<sup>もり</sup>保健休養林設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則(平成二四年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立武田の杜<sup>もり</sup>保健休養林設置及び管理<sup>もり</sup>条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第十条の規定による改正後の山梨県立武田の杜<sup>もり</sup>保健休養林設置及び管理条例第十条第二項及び第十七条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第十条の規定による改正前<sup>もり</sup>

山梨県立武田の杜<sup>もり</sup>保健休養林設置及び管理条例第十条第一項の承認及び同条例第十七条第一項の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成二六年条例第四五号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

(昭六一条例一四・一部改正)

サービスセンター
森林学習展示館
鳥獣センター
キャンプ場
樹木見本園
岩石園

自由広場
林間広場
遊歩道

## 別表第二(第十二条、第十六条関係)

(平一条例一〇・全改、平一七条例三九・平二六条例四五・平二九条例四・一部改正)

種別	単位	利用者区分	利用料金限度額	摘要
テントサイト	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	五〇円	一 一泊とは、午後四時から翌日の午前十時までの使用をいう。 二 継続して二泊以上する場合の到着日及び出発日を除く期間中の午前十時から午後四時までの時間は、一泊の時間に含むものとする。
		高等学校の生徒	一〇〇円	
		大学の学生及び一般	二一〇円	
キャンプに要するテント及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	一〇〇円	
		高等学校の生徒	二一〇円	
		大学の学生及び一般	四三〇円	
ログキャビン及び寝具等	一人一泊	小・中学校の児童及び生徒	六二〇円	
		高等学校の生徒	七五〇円	
		大学の学生及び一般	八七〇円	
温水シャワー	一回		一〇〇円	



○山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則

昭和五十四年四月二十八日  
山梨県規則第二十一号

〔山梨県立健康の森設置及び管理条例施行規則〕を次のように定める。

山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則  
(昭六一規則一三・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六一規則一三・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平一七規則二九・全改)

(行為の許可の申請手続)

第三条 条例第十八条第一項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為をしようとする日の十四日前までに、行為許可申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第一項後段の規定により当該許可を受けた事項を変更しようとする者は、速やかに変更許可申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭六一規則一三・一部改正、平一一規則五七・旧第三条繰下、平一二規則二四・一部改正、平一七規則二九・旧第四条繰上・一部改正、平二四規則二九・平二九規則四・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十一年規則第一三号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第三〇号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

(山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

8 山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第三十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立武田の杜保健休養林の

管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第七条の規定による改正後の山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の規定の例による。

附 則(平成二四年規則第二九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による使用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立武田の杜<sup>もり</sup> 保健休養林設置及び管理条例施行規則第二号様式による行為許可申請書とみなす。

附 則(平成二九年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式\(第2条関係\)](#)

(平17規則29・全改)

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立武田の杜<sup>もり</sup>保健休養林設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

[第2号様式\(第3条関係\)](#)

(平24規則29・全改、平29規則4・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名 印

生年月日 年 月 日

(団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び生年月日)

## 行為許可申請書

次の行為について、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第18条第1項の規定により、許可を申請します。

行為の内容	種類	条例第18条第1項第 号
	目的	
行為の方法		
行為の場所		
面積		㎡
行為の期間		年 月 日から 年 月 日まで
行為の人数		人
<input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等をする場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入すること。)		1 この申請による行為は、暴力団の利益となるものではありません。 2 この申請による行為が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。 3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。 ※ 暴力団員等: 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

注 1 位置図を添付すること。

2 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第3号様式(第3条関係)

(昭61規則13・平11規則57・一部改正、平17規則29・旧第4号様式繰上・一部改正)

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所  
氏 名 印  
(団体の場合は、その名称及び代表者名)

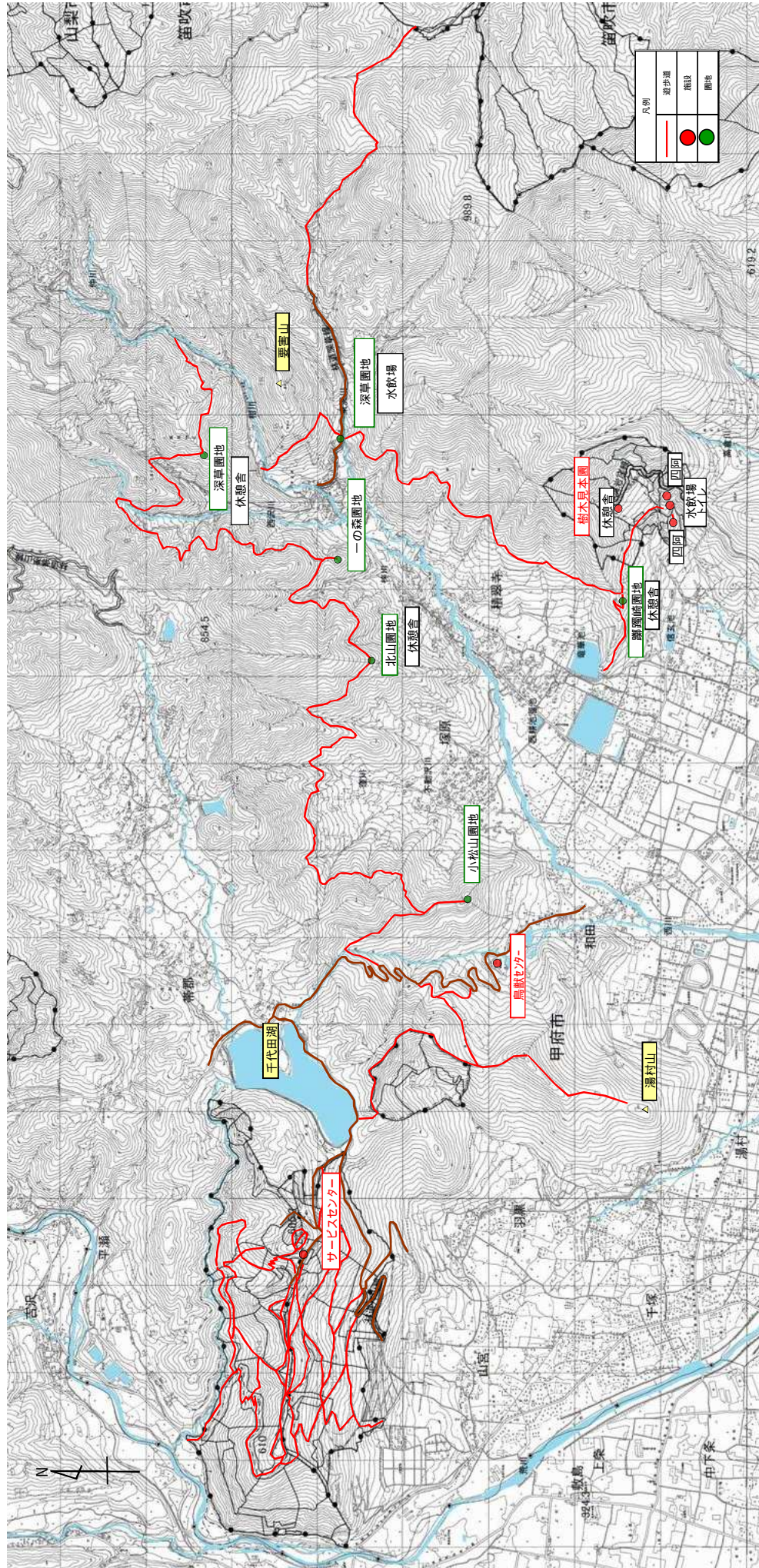
## 変 更 許 可 申 請 書

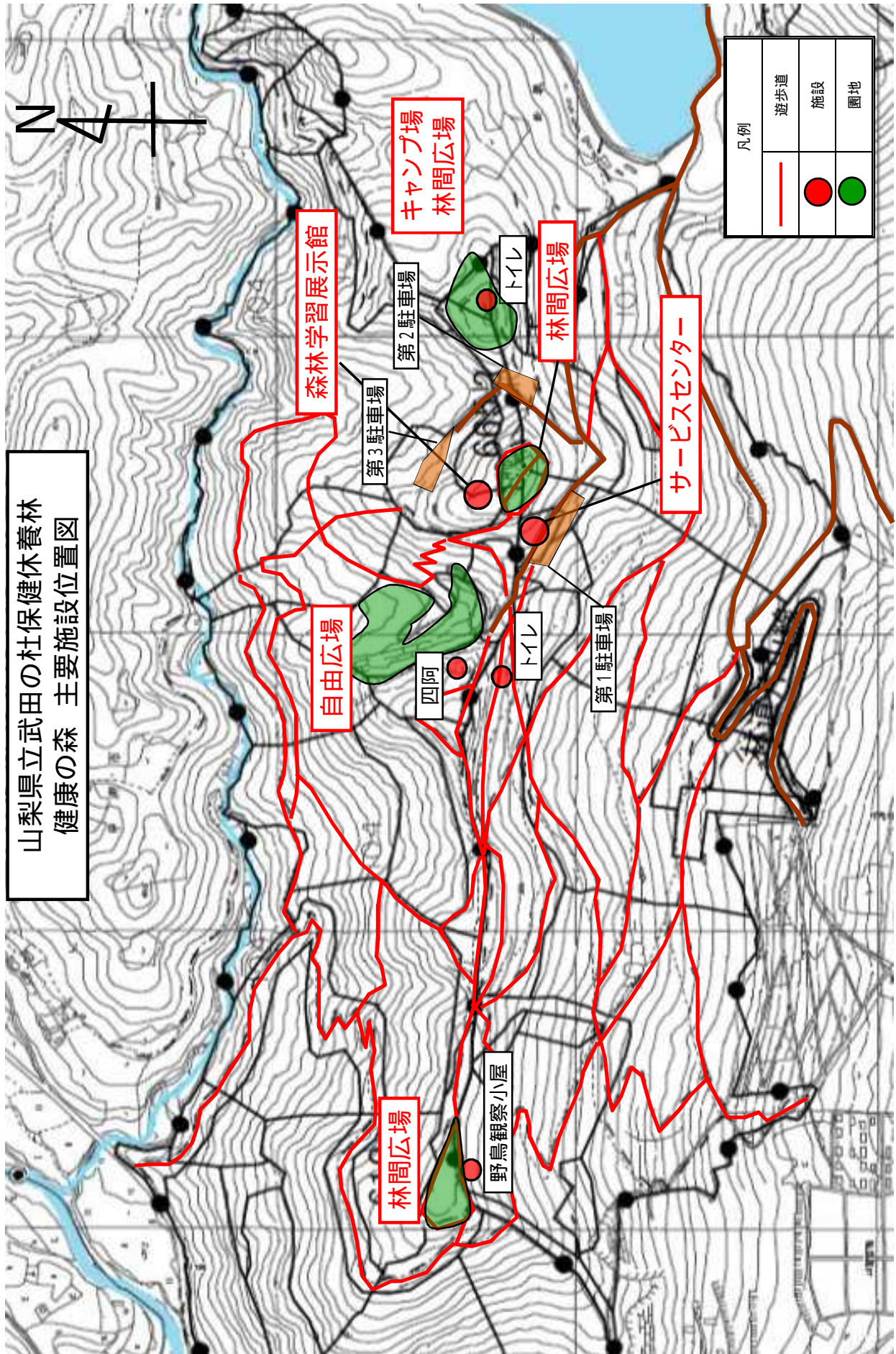
年 月 日付け山梨県指令 第 号で許可になった山梨県立武田の杜保健  
休養林の使用に関する事項を次のとおり変更したいので許可されるよう申請します。

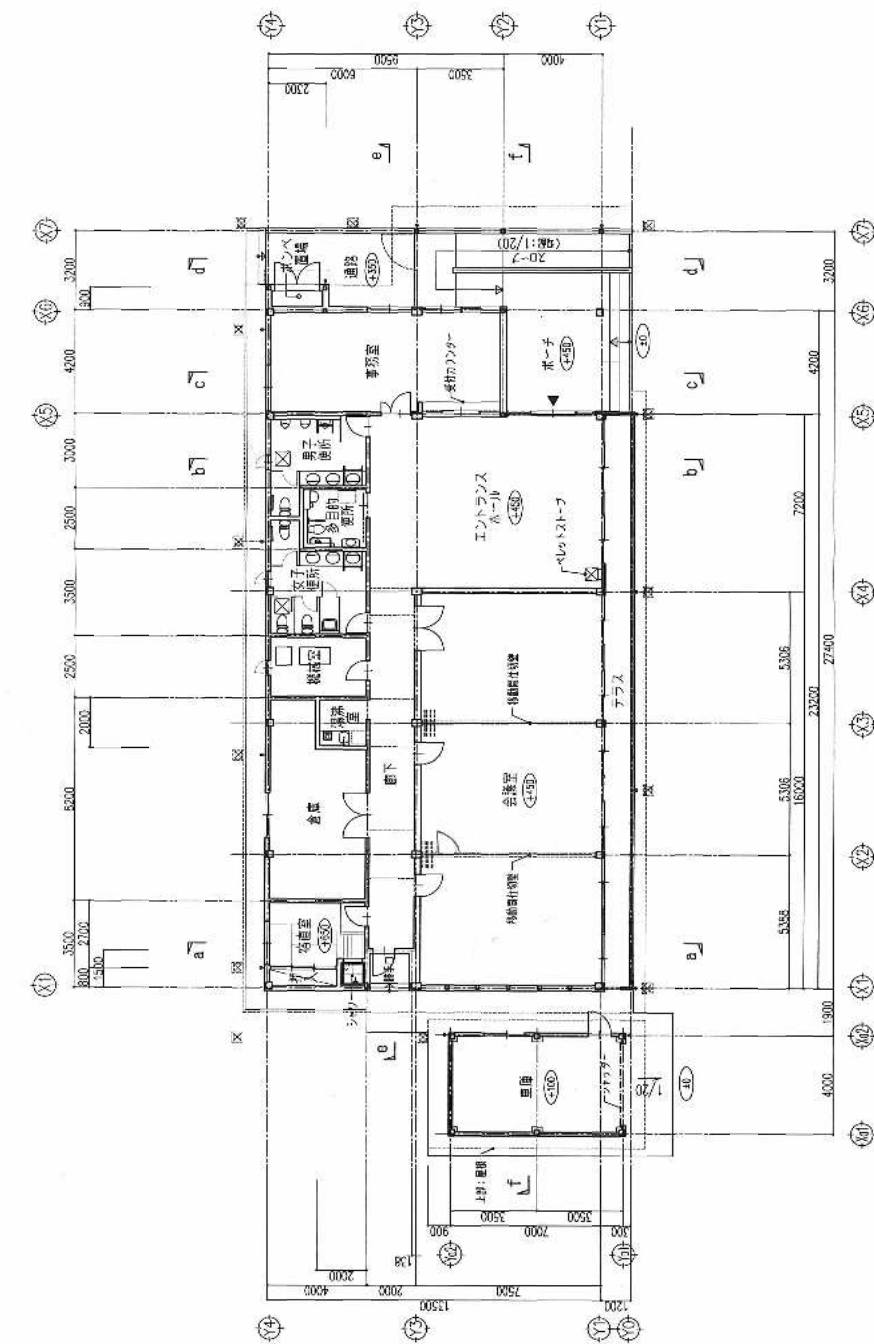
	変 更 前	変 更 後
変更しようとする 事 項		
変 更 の 理 由		

注 位置図を添付すること。

山梨県立武田の杜保健休養林 遊歩道位置図





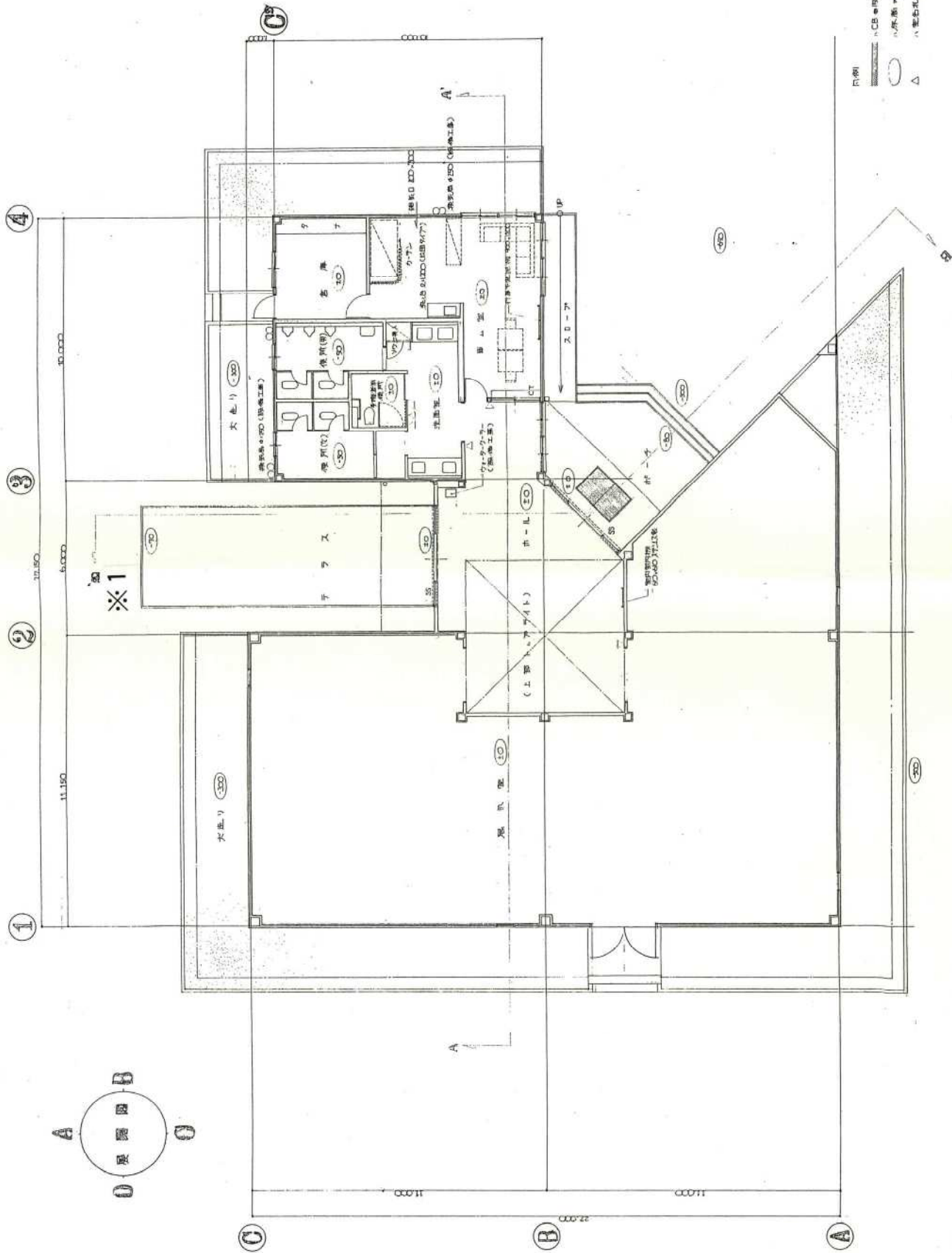


平面図 S=1:100

〈注〉 0.1 (±0.0) 以下は省略する。

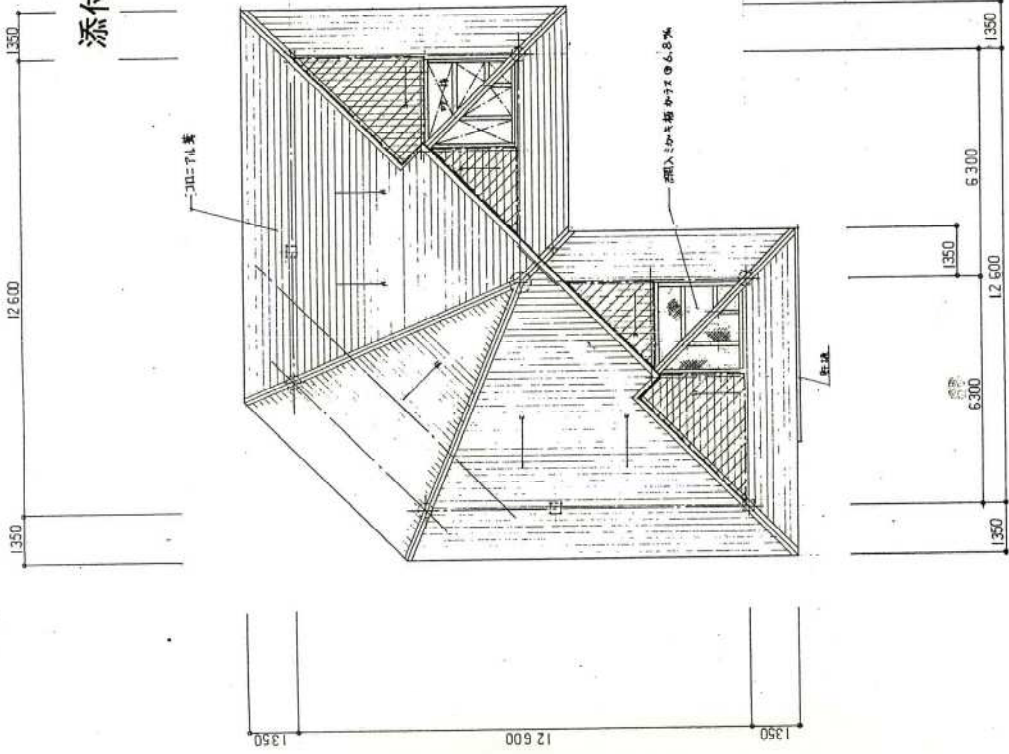
工事名	栗田ビルディング（仮称）建設工事
定価	平 價
作成年月日	平成24年 9月
縮尺	1:100
会社名	三井建設設計コンクリート株式会社
事務所	山形県本荘市本荘





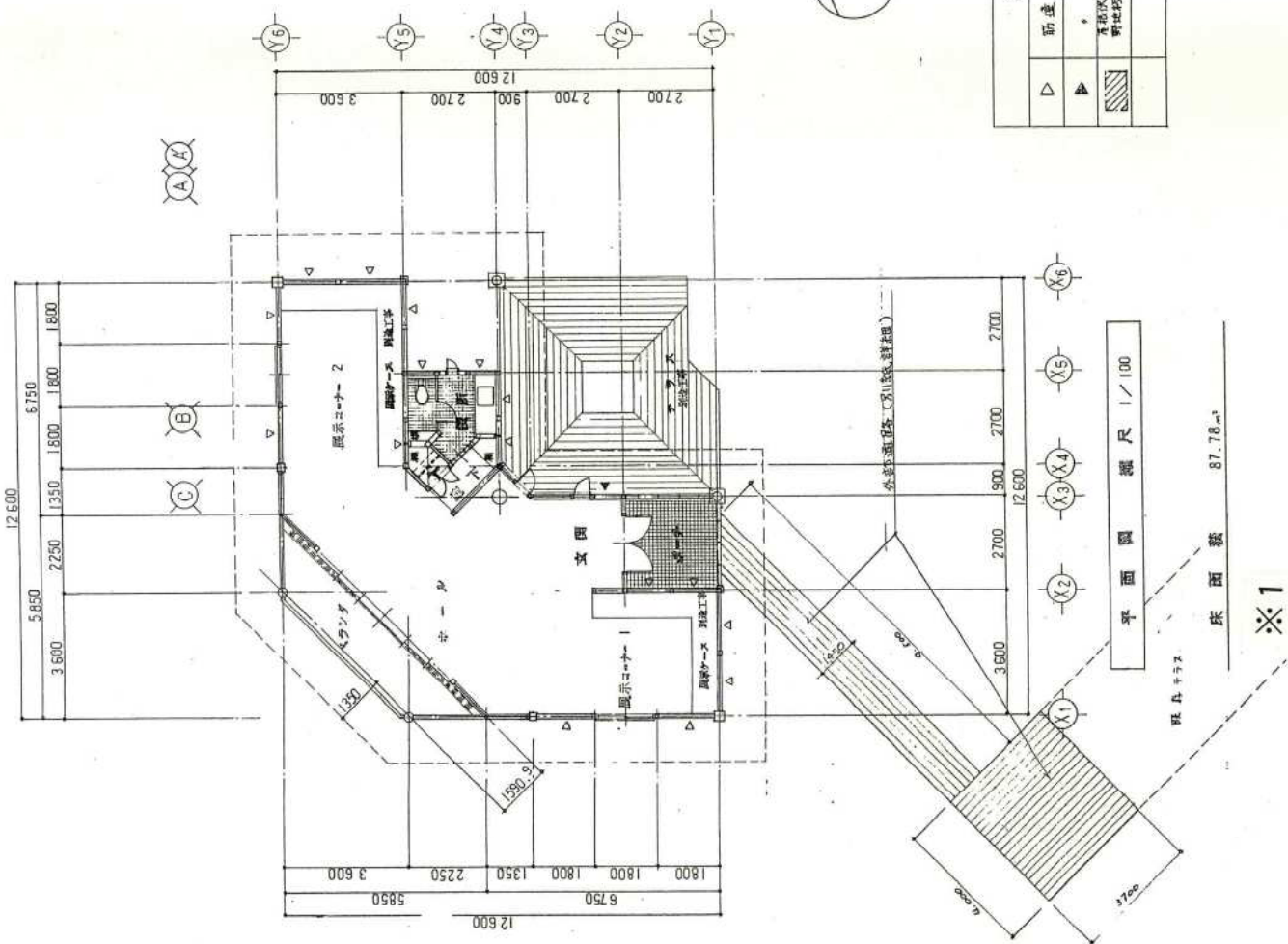
武田の杜 森林学習展示館  
平面図

1階平面図 1:100



基礎伏図 縮尺 1/100

凡 例	
△	高さ 45 × 90
▲	45 × 90 の 72° 斜り
▨	階高伏図中 新地盤、300mmの2% 勾配有り



※1

## 自動体外式除細動器の管理仕様書

## 1. 設置場所

指定管理者は、玄関付近など人目につきやすい場所に県から貸与を受けた自動体外式除細動器（AED）及び壁掛け収納ボックスを設置し、救命の用に供すること。

## 2. 保守点検

指定管理者は、目視によりAEDの日常点検を行うものとし、機器の異常を発見した場合は、早急に対応すること。

## 3. 消耗品等の交換

指定管理者は、定期的にAEDの部品等（本体バッテリー・電極パッド・収納ボックスの乾電池）の補充・交換を行うこと。

項目	交換・補充等の時期
バッテリー交換	寿命 5 ~ 6 年（製造年月） 使用頻度に応じて交換
電極パッド交換	2 年ごとに交換（製造年月） 使用の都度交換
乾電池交換	必要の都度

## 4. 使用報告

指定管理者は、AEDを用いて救命活動が行われた際には、その都度、知事に報告すること。

## 関係法令等一覧

法令等名称
地方自治法(昭和22年法律第67号)
森林法
自然公園法
山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和54年山梨県条例第2号)
会社更生法
民事再生法
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
山梨県立武田の杜保健休養林指定管理業務モニタリング実施要領
個人情報保護法
山梨県個人情報保護条例
建築基準法・施行令・施行規則・附則
国民保護法
山梨県国民保護計画
消防法・施行規則
大規模地震対策特別措置法
山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年10月16日山梨県条例第41号)
山梨県傷病鳥獣等保護ボランティア実施要領
労働安全衛生法・規則
水道法・施行規則
浄化槽法・施行規則
危険物の規制に関する規則
ボイラー及び圧力容器安全規則
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・施行規則
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)
官公庁施設の建設に関する法律
国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準

## 山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森指定管理業務モニタリング実施要領

制定：平成30年 4月 1日

### 第1 目的

この要領は、指定管理者施設である山梨県立武田の杜保健休養林、山梨県森林公園金川の森の適正な管理を確保するためのモニタリング（業務の確認・検証）について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 モニタリングの実施と役割

指定管理者は、事業報告書の作成、利用者アンケートの実施、苦情・要望などへの対応等を通して、自己評価と業務改善を行う。

- 2 県は、指定管理者からの自己評価を含む事業報告書、現地確認などによる管理運営状況の確認を行い、改善のための指導等を行う。

なお、県における役割分担については、指定管理者からの定期報告に基づく現地確認を森林環境部県有林課が行い、これ以外の随時の確認（毎月1回程度）は林務環境事務所が実施するものとし、適正に業務が執行されていることを確認する。

### 第3 モニタリングの実施方法

基本協定書、管理業務仕様書及び指定管理者の業務計画書に基づくサービス水準等を維持するため、次のとおり定期モニタリングを実施する。

#### （1）月次確認

月次報告により、施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握する。

#### （2）四半期確認

四半期報告により、一定期間の施設の基礎的な利用状況（利用人数、利用料金収入額、事業実施状況等）を把握するとともに現地確認を行い、履行状況等を確認する。

#### （3）年度確認

事業報告書による現地確認を行い、年間の管理運営業務全般について、履行状況、サービスの質の評価、運営体制の安定性等を確認する。

なお、四半期毎の現地確認は、予め県有林課が「事業計画書等」及び「事業報告書」欄を記入したモニタリングシートにより実施し、「現地確認結果」欄の記入後、指定管理者が「指定管理者の自己評価」欄を記入し、今後の業務改善等のための資料とする。

また、年度末の現地確認は、事業報告書及び四半期確認時のモニタリングシートにより実施し、「整合性の検証」、「業務改善に向けた分析・指導内容」、「総合的な所見」欄を記入した後、指定管理者に送付する。

- 2 定期モニタリングのほか、随時のモニタリングとして、必要に応じて巡回、立会い等による実地確認を行う。

- 3 県有林課長は、施設運営の改善に向け、現地確認の機会等を活用して指定管理者と対面による意見交換を年度毎に3回以上実施する。

#### 第4 モニタリングによる確認・指導の内容

定期報告等に基づき、次の3つの視点から管理運営状況に関する確認・指導を実施する。

##### (1) 履行確認

維持管理業務が、県の求めるサービス水準(管理運営業務の内容・基準等)を充足しているかを確認する。

##### (2) サービスの質の評価

運営業務、自主事業が県の求めるサービス水準(管理運営業務の内容・基準等)を充足しているか評価する。

##### (3) 運営体制の安定性の確認

運営体制が、県の求めるサービス水準(管理運営業務の内容・基準等)を効率的・効果的かつ安定的に提供することが可能な体制となっているかを確認する。

- 2 確認・指導の時期については、定期報告や事業報告書の提出等の時期をとらえ、適時その報告内容等に適した確認・指導を行う。

#### 附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

# 建築物点検マニュアル

平成30年3月  
山梨県

## 目次

<b>第 1 章</b>	<b>マニュアルの概要</b>	<b>・ ・ ・</b>	<b>1</b>
1	目的		
2	適用対象		
3	点検の種類		
4	点検の実施方法等について		
5	留意事項		
<b>第 2 章</b>	<b>建築基準法に基づく点検について</b>	<b>・ ・ ・</b>	<b>2</b>
1	対象		
2	実施者		
3	実施方法		
4	実施時期		
5	点検結果の保管等について		
<b>第 3 章</b>	<b>他法令に基づく点検について</b>	<b>・ ・ ・</b>	<b>3</b>
1	対象		
2	実施者		
3	実施時期及び方法		
4	点検結果の保管等について		
<b>第 4 章</b>	<b>長寿命化点検について</b>	<b>・ ・ ・</b>	<b>3</b>
1	対象		
2	実施者		
3	実施時期		
4	実施方法		
5	点検結果の保管等について		
<b>第 5 章</b>	<b>日常点検について</b>	<b>・ ・ ・</b>	<b>8</b>
1	対象		
2	実施方法及び時期		
3	点検結果の保管について		
<b>&lt;様式等&gt;</b>			
様式 1	建築基準法点検票	<b>・ ・ ・</b>	<b>9</b>
様式 2	長寿命化点検票	<b>・ ・ ・</b>	<b>5 1</b>
様式 3	日常点検票	<b>・ ・ ・</b>	<b>6 0</b>
別紙 1	点検対象建築物一覧表	<b>・ ・ ・</b>	<b>7 3</b>
別紙 2	法令検査点検一覧表	<b>・ ・ ・</b>	<b>8 9</b>



## 第 1 章 マニュアルの概要

### 1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

### 2 適用対象

このマニュアルは、県で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

### 3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

#### (1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第 1 2 条第 2 項及び第 4 項に基づく点検をいう。

#### (2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

#### (3) 長寿命化点検

公共施設マネジメント実施方針に規定する長寿命化対象建築物の点検をいう。

#### (4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

### 4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式 1）により実施し、実施方法は「第 2 章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第 3 章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式 2）により実施し、実施方法は、「第 4 章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式 3）を参考様式とし、実施方法は、「第 5 章 日常点検について」に示す。

### 5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

## 第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを定期に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

### 1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である(別紙1「点検対象建築物一覧表」参照)。

#### (1) 建築物

- ① 公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が100㎡を超えるもの
- ② 事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

#### (2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

### 2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物(山梨県財務規則における知事部局の「かい」の施設で営繕課が必要と認めるもの(指定管理施設を除く。))については、営繕課が実施する(年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要)。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち予備点検を実施すること。

### 3 実施方法

建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による)。

ただし、昇降機は、別途、任意様式により実施する。

なお、長寿命化対象建築物については、点検結果を基に、長寿命化点検票(様式2)の区分欄に①が記載されている建築部位・設備についても記載する。

### 4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

### 5 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）には、直近の点検結果を反映すること。

### 第 3 章 他法令に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

#### 1 対象

他法令（電気事業法、消防法等）で点検対象となっている設備等（別紙 2 「法令検査点検一覧表」参照）。

#### 2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者が実施する。

#### 3 実施時期及び方法

それぞれの法令（電気事業法、消防法等）に基づき実施する（別紙 2 参照）。

なお、長寿命化対象建築物については、点検結果を基に、長寿命化点検票（様式 2）の区分欄に②が記載されている建築部位・設備について記載する。

#### 4 点検結果の保管等について

点検結果は、各施設で保管する。指定管理施設においては、点検結果を施設で保管するとともに、所管課に報告すること。

なお、財産管理課に提出する長寿命化点検票（様式 2）には、直近の点検結果を反映すること。

### 第 4 章 長寿命化点検について

公共施設マネジメント実施方針の規定に基づき、施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、県で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

#### 1 対象

点検対象は、公共施設マネジメント実施方針に規定する（1）の長寿命化対象建築物のうち、（2）の予防保全・監視保全の建築部位・設備である（別紙 1 「点検対象建築物一覧表」参照）。

##### （1）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

- ① 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）、鉄筋コンクリート造（RC 造）、鉄骨造（S 造）の施設

② 県民又は職員が常時利用する施設

(2) 予防保全・監視保全の建築部位・設備

① 予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、空調設備（熱源）

② 監視保全

外部天井、外部建具、中央監視装置、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

2 実施者

施設管理者が実施する。

なお、別紙1「点検対象建築物一覧表」の営繕課欄に○のある建築物（営繕課が法定点検を行うもの、防災拠点など）については、施設の法定点検を行う時期に合わせ長寿命化点検を営繕課が実施する（年度当初に、施設管理者から営繕課への依頼が必要）。

ただし、当該施設管理者は、営繕課の点検に先立ち同様の点検を実施すること。

3 実施時期

財産管理課が別途通知する期日（5月末までの間）までに実施する。

4 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）（様式2）を使用する（点検結果は電子データとして作成。）。

(2) 点検票区分の補足説明

・ 区分欄の①について

①は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

・ 区分欄の②について

②は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結

果がある場合は、その結果を参考に施設管理者が点検のうえ記載する。

- ・ 区分欄の③について

長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

### (3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B 1、B 2、Cの4区分により行う。

- ・ A判定 : 異常がない
- ・ B 1判定 : 劣化等が多少あるが機能上問題が無いもの
- ・ B 2判定 : 劣化等が進行し機能上問題があるもの (改修の検討が必要なもの)
- ・ C判定 : 劣化等が著しく進行しており (又は壊れており)、早急な改修が必要なもの

※ B 2・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等 (後述) を記載するとともに、状況が分かる写真を添付する。

### (4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備 (熱源) 等の設備機器にある開口部 (通常は閉まっているもの) を開けて点検しないこと。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な所属はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出すること。

### (5) 点検の手順

#### ① 点検する建築部位・設備の確認

点検票と施設カルテの「4 建物部位・設備情報 (長寿命化対象建築物)」表中の建築部位・設備 (予防保全・監視保全) を比較し、点検票中の該当する建築部位・設備を確認し、該当がない場合は該当なしのチェックボックスをチェックする。

※ 確認のうえ、施設カルテの区分欄に記載されている建築部位・設備に漏れがあった場合は、施設カルテを修正し、財産管理課に提出する。

#### ② 法定点検等の結果の反映

有資格者等が実施した点検結果 (建築基準法、消防法等) がある場合は、その結果を点検票の該当する部位・設備欄に記載し (メモするなど)、判定項目のどの項目に該当するかチェックしておく。

また、B 2・C判定の項目に該当する場合は、備考欄に改修後の経過年数や劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載しておく。

なお、複数の機器で構成される設備がある場合 (例えば冷熱源=冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど) は、その中で一番劣化が進んだ機器について

の判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等(冷温水機の状況と冷却塔の状況など)を記載する。

また、同一の建築部位・設備が複数ある場合(例えば窓、エアコン(空気調和機)など)は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの状況等を記載する。

※ 有資格者等の点検結果は、直近のものを使用する。

※ 備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参照。

### ③ 建築部位・設備の点検と判定

点検は、原則、目視等(双眼鏡等の使用を含む)により実施する。

上記②で作成した点検票を基に、各建築部位・設備の点検を行い、判定結果を判定欄のチェックボックスに、チェックを入れる。

※ 有資格者等の点検結果が無い場合は、点検票をそのまま使用する。

また、B2・C判定の場合は、備考欄に改修後の経過年数や、劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載する。

なお、複数の機器で構成される設備がある場合(例えば冷熱源=冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど)は、その中で一番劣化が進んだ機器についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等(冷温水機の状況と冷却塔の状況など)を記載する。

また、同一の建築部位・設備が複数ある場合(例えば窓、エアコン(空気調和機)など)は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれその状況等を記載する。

※ 上記②の確認結果及び③の点検結果(異音、異臭等がないか、法定点検時点から劣化が進んでいないか等)を踏まえて判定を実施すること。

※ 備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参照。

### ④ 写真の添付

B2・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付し、判定欄に判定結果を記載すること。点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備は、点検結果写真帳のエクセルシートを削除すること。

※ 写真は、近接写真や全体が分かる写真(屋上防水など)など状況が極力把握できるよう配慮すること。

### (6) 備考欄の記載事項及び記載例

① 点検票の1～9(建築部位)の備考欄には、経過年数及び劣化の状況を記載する。

※ 経過年数：新築からの年数(ただし、該当の建築部位の全面改修を行った場合

は、その時点からの年数)

※ シート系防水のトップコート（表面の塗装）に変退色や剥離がある場合は、判定内容に関わらず、備考欄にその状況を記載し、写真を添付すること。

**【建築部位の記載例】**

○ 経過年数：25年

○ 劣化の状況

(例1) アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。

(例2) シート防水がひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から雨漏りしている。

(例3) 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

(例4) 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

(例5) 外壁面の複数個所に、ひび割れや白華がある。

(例6) 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

(例7) 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。

② 点検票の10～27（設備）の備考欄には、経過年数、劣化の状況、不具合の状況及び点検業者の指摘を記載する。

※ 経過年数：新築からの年数（ただし、該当の設備の更新を行った場合は、その時点からの年数）

劣化の状況：異音、異臭、異常振動の発生状況及び場所

不具合の状況：不具合の具体的な内容、発生頻度及び対応状況（改善状況）

**【設備の記載例】**

○ 経過年数：30年

○ 劣化の状況

(例1) 1階機械室の受変電設備から異音がする。

○ 不具合の状況

- ・ 不具合の状況
- ・ 不具合の発生頻度
- ・ 対応状況

(例1) 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。

(例2) 事務室の中央監視装置が故障し遠隔操作（確認）ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。

(例3) 1週間前に浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるとの指摘を業者から受けた。修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している。

(例4) 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分

程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。

○ 点検業者の指摘

(例1) H29.8 の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。

(例2) H29.3 の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

(例3) H29.7 の保守点検時に、部品の製造が中止となっているため更新を勧められた。

## 5 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票（様式2）電子データを別途指定する期日までに財産管理課に提出する。

長寿命化点検結果は、財産管理課において BIMMS（保全マネジメントシステム）に記録するとともに、県で管理する施設全体の改修の優先順位付けの判定業務に活用する。

## 第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

### 1 対象

すべての建築物

### 2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票（様式3）を参考に、日常的に行う。

### 3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。